



山梨県南アルプス市

文化財年報

— 平成20年度 —

2009. 3

南アルプス市教育委員会 文化財課



はじめに

平成20年度私どもが取り組んだ事業の内、教育普及事業については、事業数137事業（昨年比16%増）、のべ参加人数は7,184人を数えました。このうち、学校関係の事業（授業）がほぼ2/3を占め、相変わらず学校教育現場からの強いニーズを感じています。これは「うれしい悲鳴」である反面、現在の人的体制では標榜する「小学校区」単位に特化したカスタムメイドの授業内容の維持、継続に新たな工夫が必要な時期にきていることを示しています。

このような中、市内で果樹園を営む方々を中心に「ただ訪れるだけでなく、体験し、学び、共感するグリーンツーリズム」を目指して設立されたNPO法人「南アルプス・ファームフィールドトリップ」から、果樹園を訪れた方々を案内するため地域の歴史や文化財を学びたいという要望が寄せられました。文化財課ではこれを受け、ボランティアガイド養成講座を実施するとともに、史跡めぐりなどを共催しました。自ら生まれ育った地域の歴史をアピールしたいという動きが市民の皆様からあがったことを非常に心強く感じます。

継続的に実施している遺跡の説明板の設置については、私どもが甲西地区の「住吉遺跡」を紹介したほか、私どもの実施した授業を踏まえ、今年度は櫛形西小学校の児童が「椿城跡」、豊小学校の児童が「豊小学校遺跡」と、それぞれの学区にある遺跡の案内板や説明板を作成してくれました。また、テーマ別文化財めぐりマップについては新たに「遺跡で散歩 vol. 6 弘法大師伝説ゆかりの史跡を歩く」を刊行しました。

埋蔵文化財については、これまでほぼ右肩上がりに増加してきた、埋蔵文化財の有無照会件数は前年比約2割減、民間の開発行為等に先立つ届出件数は前年比約3割の落込みとなる一方、公共事業に先立つ通知数は前年比3倍となり、本年度後半以降顕在化した景気の後退が統計にも表れてきているように思われます。このような中であって、当市も企業誘致を積極的に推進しており、今後景気対策に伴い公共事業の更なる増加も見込まれます。景気対策という性格上、スピーディーな対応を求められるこれら事業について文化財保護との円滑な調整が行えるよう備える必要があります。

発掘調査では、市道建設に伴って実施された「曽根遺跡」から縄文時代中期および古墳時代前期の集落址が検出され、縄文時代中期の遺構のあつて、六角形のプランを持つ住居址などが注目を集めました。

所有者から相談のあつた「横小路家文書」については、NPO法人「歴史資料継承機構」に基礎的な調査をお願いできることになり、地域のなかで埋もれかけた史料が、所有者の熱意と同NPOの情熱、そしてスキルによって市の「歴史」に位置づけられる過程をサポートすることができました。新たな地域資源の掘り起こし例として今後につながる調査となりました。

「重要文化財安藤家住宅」については、大規模な修復事業が完了し、本年度山梨県から当市にその所有が移管され、4月25日にリニューアルオープンとなりました。今後はより自由な発想でこの文化財を活用し、地域文化発信の拠点として一層の振興を図っていく必要があります。本年度は、多彩なイベントで施設をアピールするとともに、史料調査やフィールドワークを中心とする「安藤家住宅総合調査」を実施し、安藤家研究の基礎的課題が提示されました。

国指定史跡「御勅使川旧堤防（将棋頭・石積出）」については、昨年度の調査成果を踏まえ、本年度新たに約3,500㎡が追加指定され、公有地化が図られました。今年度はさらに、これとも関連する「後田堰取水口堤防跡」の測量調査や、来年度に向け新たな用地買収計画が検討されるなど、史跡整備に向けて大きく舵を取ることになりました。

平成18年度から継続してきた「ふるさと文化伝承館（南アルプス市文化財調査事務所）」の整備については、重要文化財「鋳物師屋遺跡出土品」の展示施設も完成し、平成21年度いよいよフルオープンの運びとなりました。

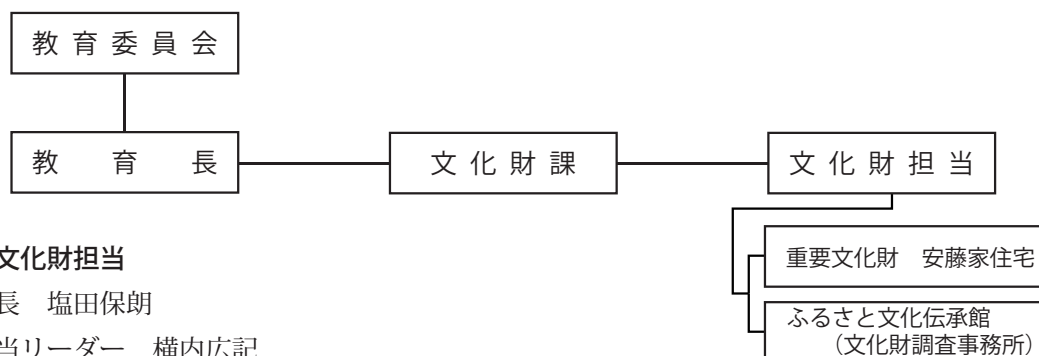
市町村合併により南アルプス市が誕生して丸6年、このように市内の文化財をめぐっては、ほんとうにさまざまな事柄が転換期を迎えていることに気づきます。来る平成21年度は明るい方向に舵を固定することができるかどうか、試される年になりそうです。

目次

第1章 文化財関係分掌組織概要	1
第2章 教育普及事業	2
第1節 講座等	2
第2節 新聞報道	7
第3節 展示・放送番組作成等広報活動	8
第4節 その他事業	10
第3章 一般文化財	11
第1節 指定登録文化財一覧	11
第2節 平成20年度中の異動（現状変更等）	14
第3節 一般文化財保護事業	15
第4章 埋蔵文化財	16
第1節 埋蔵文化財統計	16
第2節 史跡整備事業	17
第3節 おもな発掘調査・分布調査の概要	17
第4節 埋蔵文化財保存活用整備事業	18
第5章 重要文化財安藤家住宅の管理運営	20
第1節 施設の概要	20
第2節 管理運営活用事業	20
第3節 安藤家住宅総合調査事業	22
第4節 入館者数の推移	22
付編 市文化財関係例規	23

第1章 文化財関係分掌組織概要

平成20年度



文化財課 文化財担当

文化財課長 塩田保朗

文化財担当リーダー 横内広記

文化財担当 田中大輔 斎藤秀樹 保阪太一 深沢剣一

(組織沿革)

平成15年4月1日 教育委員会生涯学習課文化財担当が市町村合併により発足

平成17年4月1日 機構改革により生涯学習課から分離し文化財課となる

平成18年4月1日 人事異動により担当者1名増員

平成20年4月1日 これまで指定管理者として管理公開してきた重要文化財安藤家住宅が県から市へ移管される。

平成20年9月24日 ふるさと文化伝承館の展示・収蔵・整理施設整備が完了

○南アルプス市教育委員会事務局組織規則（文化財課 文化財担当）

平成17年2月24日 教育委員会規則第4号

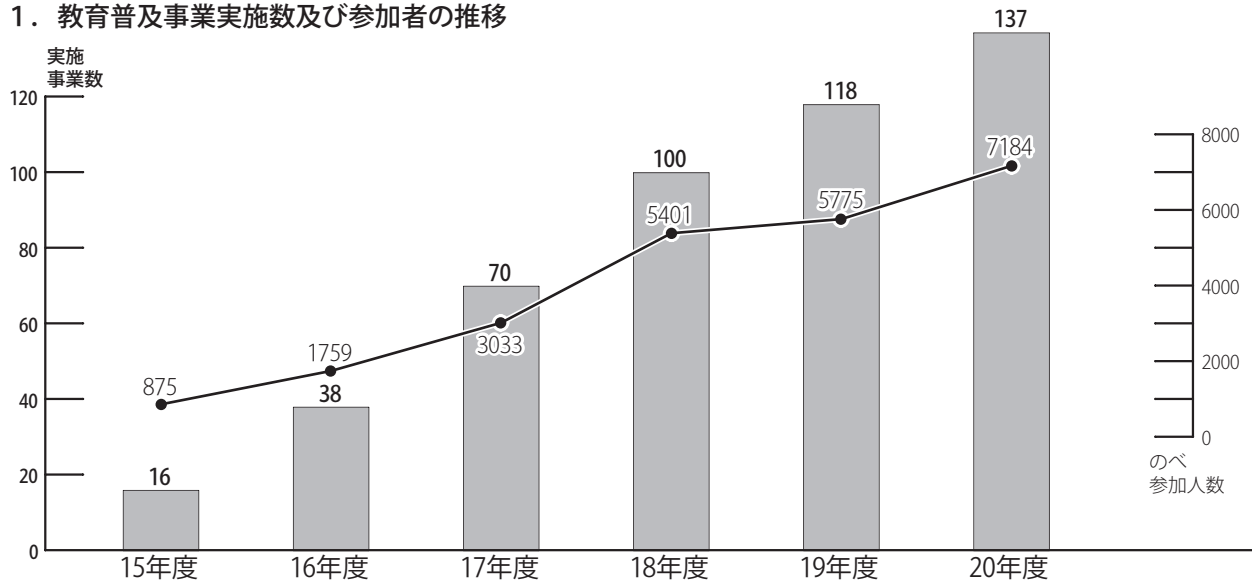
改正：平成20年3月27日教育委員会規則第8号

- | | |
|-----------------------------------------|--------------------------------------|
| (1) 文化財の保護及び保存に関すること。 | (10) 名勝天然記念物の現状変更に関すること。 |
| (2) 文化財保護審議会及び関係機関の会議に関すること。 | (11) 文化財保存、愛護団体の連絡調整に関すること。 |
| (3) 名勝天然記念物の保護及び保存に関すること。 | (12) 南アルプス市安藤家住宅に関すること。 |
| (4) 地域民俗行事を含めた民俗文化財、無形文化財の保護及び保存に関すること。 | (13) 山梨県その他の関係機関との連絡調整に関すること。 |
| (5) 登録有形文化財、登録記念物に関すること。 | (14) 埋蔵文化財の保護及び保存に関すること。 |
| (6) 文化財の補助金及び管理報償金に関すること。 | (15) 史跡の保護及び保存に関すること。 |
| (7) 文化財の指定、指定解除、権利等の調整及び告示に関すること。 | (16) 開発行為等における埋蔵文化財の取扱に係る調整事務に関すること。 |
| (8) 指定文化財の管理、環境保全及び標識設置に関すること。 | (17) 文化財収納保管施設の管理及び運営に関すること。 |
| (9) 文化財関係の条例及び教育委員会規則の制定改廃に関すること。 | (18) 文化財の活用及び啓発普及に関すること。 |
| | (19) ふるさと文化伝承館に関すること。 |
| | (20) 文化財の調査研究に関すること。 |

第2章 教育普及事業

第1節 講座等

1. 教育普及事業実施数及び参加者の推移



2. 平成20年度実施事業一覧

4月

日付	事業名	対象	人数	内容
6日	まちミューツアー	一般	60人	椿城周辺ツアーの講師
14日	原始・古代の学習	豊小学校6年生	43人	南アルプス市の縄文遺跡と縄文文化（授業）
15日	修学旅行事前学習1	若草小学校6年生	84人	南アルプス市の中の鎌倉をさがそう（授業）
30日	修学旅行事前学習2	若草小学校6年生	87人	南アルプス市の中の鎌倉をさがそう（現地）



いろんなものにふれてみる



5月

日付	事業名	対象	人数	内容
8日	社会科見学1	櫛形北小学校3年生	46人	安藤家住宅、古長禅寺の見学
8日	安藤家住宅の学習	県外在住甲西地区出身者	50人	古民家体験
12日	市外研修	南アルプスライオンズクラブ郷土研究部	25人	市外の治水遺跡や史跡を見学し南アルプス市と対比
13日	社会科見学	芦安小学校6年生	6人	市内古墳めぐり、伝承館で体験学習
14日	社会科研究会	市内教諭	20人	市内教諭社会科研究会と教材研究
15日	社会科見学	櫛形西小学校6年生	18人	南アルプス市の縄文・古代の学習（授業）
19日	みつめようわたしたちのまち	南湖小学校3年生	44人	重要文化財安藤家の見学
21日	市内史跡めぐり	甲府市新紺屋地区文化協会史跡部	27人	御勅使川治水史跡の見学
23日	安藤家住宅の学習	八田中央公民館すこやか学部	44人	古民家体験
25日	安藤家住宅の学習	南アルプス市櫛形地区小中学校研究会	11人	古民家体験
27日	社会科見学	白根東小学校4年生	65人	市内の遺跡やふるさと文化伝承館、県立考古博物館見学
28日	社会科見学2	櫛形北小学校3年生	46人	芦安堰堤、御勅使川史跡、ふるさと文化伝承館の見学
29日	土器づくり教室	芦安小学校6年生	6人	土器作り（せいけい）

6月

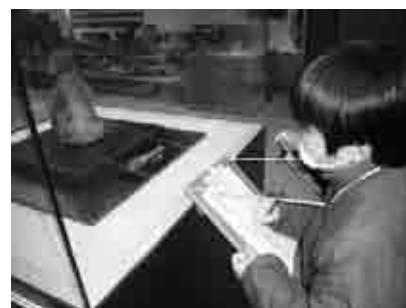
日付	事業名	対象	人数	内容
4日	土器づくり教室	南湖小学校6年生	55人	粘土づくり
4日	社会科研究会	市内教諭	20人	市内教諭社会科研究会と教材研究
5日	土器づくり教室	南湖小学校6年生	55人	土器のせいけい
16日	史跡視察	市議文教委員と事務局	8人	御勅使川旧堤防と戦争遺跡ロタコ
18日	アパート経営者防犯連絡協議会総会	南アルプス警察署主催の一般	40人	派遣により市内の歴史について講演
19日	まちたんけん	飯野小学校3年生	40人	飯野・飯丘地域の歴史と地理
23日	古墳や椿城	櫛形西小学校6年生	21人	地域の史跡めぐり
25日	地域を知る	南アルプス市櫛形地区小中学校研究会	11人	安藤家の見学
26日	社会科見学3	櫛形北小学校3年生	46人	市内古墳めぐり、遺跡めぐり
28日	縄文人にチャレンジ!	一般	160人	縄文王国山梨縄文体験イベント

7月

日付	事業名	対象	人数	内容
1日	南アルプス市の原始・古代1	櫛形北小学校6年生	58人	縄文～古墳時代の授業
3日	南アルプス市の弥生・古墳時代	豊小学校6年生	43人	豊小学校遺跡と弥生古墳時代の学習
4日	南アルプス市の原始・古代2	櫛形北小学校6年生	58人	縄文遺跡～古墳、伝承館めぐり
9日	小笠原周辺の遺跡を知ろう	小笠原小学校6年生	95人	甲斐源氏と古代の小笠原の学習
15日	南アルプス市の古代と鎌倉	豊小学校6年生	43人	平安時代と鎌倉時代甲斐源氏の学習
16日	土器づくり教室	南湖小学校6年生	55人	土器焼き体験
24日	安藤家住宅の学習	姉妹都市米国マーシャルタウン	27人	古民家体験
25日	小笠原氏と南アルプス市	ことぶき勸学院中巨摩郷土史研究会	7人	小笠原氏と南アルプス市の関係について
26～27日	縄文王国山梨縄文チャレンジ!	一般	300人	さまざまな縄文体験イベント
29日	史跡めぐり臨地研修	百田小学校4年生教諭	3人	御勅使川治水史跡・徳島堰めぐり
31日	長清公顕彰会基礎講座	一般	30人	甲斐源氏小笠原氏に関する講座

8月

日付	事業名	対象	人数	内容
1日	教員研修	市内小学校教諭	10人	戦争遺跡ロタコの臨地研修
1日	教員研修	市内小学校教諭	8人	重要文化財安藤家等の臨地研修
1日	伝承館を使い倒そう!	市内小学校教諭	20人	教員が体験学習
3日	第37回史跡文化財セミナー	山梨県立考古博物館公募の一般	18人	旧櫛形町の史跡と西郡路について説明
4日	安藤家住宅の学習	山梨総合研究所	12人	古民家体験
4日	教員研修	白根百田小学校教諭	7人	地域の史跡や文化財について臨地研修
6日	教員研修	市内小学校教諭	7人	中野城登山
6日	市新赴任教員研修	市内新任教職員等	21人	一連のコースの中で、安藤家、伝承館等を説明。
7日	教員研修	市内小学校教諭	12人	市文化財担当者と行く山梨県立考古博物館
9日	グリーンスクール縄文体験	南アルプスJC公募の一般	40人	JC主催キャンプで縄文体験
9～10日	戦争遺跡保存全国シンポジウム	一般	50人	ロタコについて分科会で事例発表
20日	安藤家住宅の学習	若草地区小中学校職員	15人	古民家体験
28日	安藤家住宅の学習	甲府市中道北小学校6年生	40人	古民家体験



ふるさと文化伝承館の活用

9月

日付	事業名	対象	人数	内容
3日	修学旅行事前学習1	南湖小学校6年生	55人	南アルプス市の中の鎌倉をさがそう(授業)
4日	修学旅行事前学習2	南湖小学校6年生	55人	南アルプス市の中の鎌倉をさがそう(現地)
13日	安藤家秋祭り	一般	382人	石臼体験、昔のあそび体験、わらじ作りなど。夜はオカリナコンサート
25日	修学旅行事前学習	櫛形西小学校6年生	18人	南アルプス市の中の鎌倉を学ぶ(授業/現地見学)
26日	安藤家住宅の学習	山梨市文化協会	24人	古民家体験
27日	縄文王国イン伝承館	一般	165人	縄文料理、弓矢体験など様々な縄文体験イベント
30日	笛吹市市民講座「山梨の戦争遺跡を訪ねる」	笛吹市教委募集の一般	27人	ロタコの現地見学



さまざまな教育普及事業

10月

日付	事業名	対象	人数	内容
2日	南アルプス市の文化財	南アルプス市倫理法人会会員	30人	依頼により講師派遣
5日	御勅使川ゆかりの史跡を歩く	一般	60人	治水・利水の史跡めぐり。稲刈り体験や地元のフルーツを使った新作お菓子などを堪能。無料温泉券つき。
6日	江戸時代の脱穀体験	豊小学校5年生	60人	むかしの農具を使って脱穀体験
9日	教育を語る会	白根飯野小学校父兄	40人	飯野・飯丘地域の歴史や文化財について講演
9日	安藤家住宅の学習	甲府市伊勢小学校4年生	75人	古民家体験
16日	地域学習	白根百田小学校4年生	72人	御勅使川治水・徳島堰の学習
21日	土屋惣蔵ゆかりの史跡等をめぐる	白根百田小学校4年生	25人	峡東地区
23日	史跡めぐり	白根百田小学校4年生	72人	御勅使川治水史跡・徳島堰めぐり
23日	地域の治水・利水の歴史	大明小学校4年生	52人	市内の人と水にまつわる歴史について授業
23日	小笠原長清公顕彰会基礎講座臨地研修	小笠原長清公顕彰会公募の一般	30人	長野県(小笠原氏と飯田をテーマに)
24日	校外学習	豊小学校6年生	43人	市之瀬台地の遺跡群、古墳群と伝承館の見学
25日	上半期遺跡発表会	一般	80人	県考古学協会、県埋蔵文化財センター共催。担当者が将棋頭の調査成果を発表。
26日	ふるさと体感ウォーク ロタコ戦争遺跡を歩く	白根地区公民館公募の一般	83人	ロタコの見学ツアーに講師として派遣
28日	小笠原周辺の遺跡、歴史を知ろう	小笠原下町町内会婦人部	25人	地域の史跡めぐり
29日	視察研修会	八田地区女性団体連絡会	21人	市内史跡めぐり
29日	安藤家住宅の学習	富士吉田市社会福祉協議会	61人	古民家体験
30日	安藤家住宅の学習	山梨市成人大学講座	75人	古民家体験
30日	御勅使川事前学習	小笠原小学校4年生	106人	御勅使川治水史跡等の学習

11月

日付	事業名	対象	人数	内容
4日	ふるさとの歴史を体験	社会福祉協議会デイサービス利用者	20人	ふるさと文化伝承館見学
5日	ふるさとの歴史を体験	社会福祉協議会デイサービス利用者	20人	ふるさと文化伝承館見学
6日	ふるさとの歴史を体験	社会福祉協議会デイサービス利用者	20人	ふるさと文化伝承館見学
6日	御勅使川ゆかりの史跡を歩く	小笠原小学校4年生	106人	御勅使川治水史跡等の学習
6日	山梨の戦争遺跡を訪ねる	笛吹市教委募集の一般	20人	戦争遺跡ロタコを職員が案内
7日	地域の治水・利水の歴史	大明小学校4年生	52人	徳島堰ほかを現地見学
11日	児童生徒と語る一日教育委員会	山梨県教育委員ほか	21人	県教育委員ほかに伝承館と市の文化財について説明
11日	道徳学習 大人の人の話を聞こう	小笠原小学校6年生	95人	文化財のお話、仕事のお話
11日	縄文～古墳時代の事前学習	小笠原小学校6年生	95人	身近な縄文～古墳時代の学習
12日	社会科研究会	市内小学校教諭	14人	市之瀬台地史跡めぐり
13日	御勅使川現地見学	小笠原小学校4年生	106人	御勅使川治水史跡等の学習
14日	縄文遺跡、古墳めぐり	小笠原小学校6年生	95人	身近な縄文～古墳時代の臨地学習
14日	修学旅行事前学習	芦安中学校2年生	4人	南アルプス市内の奈良・京都
15日	市内史跡めぐり	若草児童館	30人	石積出、伝承館などの見学
17日	縄文時代について調べよう1	若草小学校6年生	84人	土器作り（粘土作り）
17日	縄文土器体験1	櫛形北小学校6年生	58人	土器作り（粘土作り）
18日	縄文時代について調べよう2	若草小学校6年生	84人	土器作り（成形）
18日	縄文土器体験2	櫛形北小学校6年生	58人	土器作り（成形）
18日	身近な地域を紹介しよう	豊小学校5年生	62人	豊小学校遺跡と遺跡紹介の看板づくり
18日	縄文土器体験1	小笠原小学校6年生	95人	土器作り（粘土作り）
19日	縄文土器体験2	小笠原小学校6年生	95人	土器作り（成形）
21日	社会科見学	昭和町常永小学校4年生	80人	御勅使川治水史跡～信玄堤の見学
26日	昔の道具を体験	八田小学校4年生	86人	伝承館で農具の体験授業
26日	百田にもあった戦争	百田小学校4年2組	45人	一連の単元のなかでロタコについて授業
26日	御勅使川現地見学	白根源小学校4年生	30人	御勅使川治水史跡の見学
27日	安藤家住宅の学習	ことぶき勸学院学生	23人	古民家体験



稲刈り体験



縄文料理



おつき穴古墳

12月

日付	事業名	対象	人数	内容
6日	百々地区社会学級	百々地区一般	60人	櫛形・甲西地区史跡めぐり
9日	縄文土器体験1	櫛形西小学校6年生	18人	土器作り（粘土作り）
11日	縄文土器体験2	櫛形西小学校6年生	18人	土器作り（成形）
13日	山梨県戦争遺跡ネットワーク第11回大会	戦争遺跡保存山梨ネットワーク	15人	依頼によりロタコの現地見学と講演
16日	社会科見学	芦安小学校4年生	3人	徳島堰と伝承館の見学
19日	縄文時代について調べよう3	若草小学校6年生	84人	土器作り（土器焼き）
19日	縄文土器体験3	小笠原小学校6年生	95人	土器焼きと縄文スープ作りなど

1月

日付	事業名	対象	人数	内容
13日	山梨県の歴史について	若草中学校1年生	120人	県内めぐりの事前授業
14日	市内文化財および施設視察	市長、副市長	2人	市内の重要文化財やふるさと文化伝承館の視察
15日	市内史跡めぐり	芦安小学校6年生	7人	戦争遺跡ロタコと甲斐源氏の史跡めぐり
21日	甲斐源氏の史跡めぐり	市内小学校教諭	14人	社会科副読本研究サークル現地研修
26日	戦争遺跡ロタコの学習	白根源小学校6年生	27人	授業および現地見学
27日	縄文土器体験3	櫛形北小学校6年生	58人	土器焼き・縄文料理体験
29日	南アルプス市と鎌倉	小笠原小学校5年生	101人	南アルプス市と鎌倉の関係の学習(授業)
31日	南アルプス市と鎌倉	小笠原小学校5年生	101人	南アルプス市と鎌倉の関係の学習(現地)

2月

日付	事業名	対象	人数	内容
2日	まちを開く	若草小学校4年生	81人	徳島堰と学区地域の治水関係史跡の学習(授業)
3日	まちを開く	若草小学校4年生	81人	徳島堰と学区地域の治水関係史跡の学習(現地)
3日	治水と利水の地域学習	豊小学校4年生	63人	御勅使川治水史跡・徳島堰めぐり(授業)
4日	副読本研究現地研修	大明小学校副読本研究サークル	8人	長谷寺現地研修
5日	縄文土器体験3	櫛形西小学校6年生	18人	土器焼き・縄文料理体験
9日	治水と利水の地域学習	豊小学校4年生	63人	御勅使川治水史跡・徳島堰めぐり(現地)
10日	土器焼き、縄文体験	芦安小学校6年生	7人	土器焼きと縄文スープ作りなど
12日	市内施設見学	若草小学校3年生	84人	伝承館・安藤家など施設見学
17日	治水と利水の地域学習	白根東小学校4年生	63人	御勅使川治水・徳島堰の学習
18日	市内施設見学	芦安小学校3年生	4人	伝承館・安藤家など施設見学
19日	市内施設見学	大明小学校3年生	60人	伝承館施設見学
20日	治水と利水の地域学習	白根東小学校4年生	63人	御勅使川治水史跡・徳島堰めぐり
25日	市内施設見学	南湖小学校3年生	46人	伝承館施設見学

3月

日付	事業名	対象	人数	内容
3日	小笠原流礼法で証書授与	櫛形西小学校6年生	18人	小笠原流礼法で卒業証書授与方法の説明
7日	中世御勅使川の治水と百々地区の遺跡	百々地区公民館公募の一般	35人	派遣により講演
9日	安藤家住宅の学習	甲州市文化協会	54人	古民家体験
11日	安藤家住宅の学習	ふじみ野市文化研究会	47人	古民家体験
13日	小笠原氏と南アルプス市	小笠原長清公顕彰会公募の一般	25人	小笠原長清公基礎講座
15日	曾根遺跡見学会	一般	250人	遺跡見学会、午前午後各一回開催
29日	第2回南アルプス史跡めぐり	南アルプス市文化協会郷土研究部	40人	櫛形西地区の史跡見学講師として派遣



デイサービスを利用するお年寄り



小学校教員のための研修



縄文体験

第2節 新聞報道

掲載日	見出し	掲載紙／備考
平成 20 年 4月 19 日	掩体壕跡市指定文化財に 南アルプス戦争遺跡「ロタコ」 「歴史学ぶ貴重な資料」	山梨日日新聞
4月 19 日	仏像など 4 件文化財に アルプス市	読売新聞
4月 26 日	安藤家住宅の修復完了 南ア 26 日から一般開放	山梨日日新聞
4月 26 日	重文安藤家住宅を公開 きょうから南アルプス市 関連資料や写真も展示	山梨日日新聞
4月 27 日	国重文「安藤家住宅を公開」	朝日新聞
5月 9 日	ロタコ三号掩体壕指定の意義 太平洋戦争の記憶引き継ぐ	山梨日日新聞 山梨学院大学十菱駿武教授のコラムを掲載
5月 11 日	地元の遺跡紹介するよ 南ア・小学生が手作り案内板	朝日新聞 学校と連携して事業
5月 22 日	戦争遺跡「ロタコ」紹介 南ア市教委がガイドマップ	山梨日日新聞
7月 5 日	山梨に想う 2008 ー地域の歴史を知るー 災害乗り越え、今がある	朝日新聞 西村慎太郎氏が上宮地での史料調査の様子を紹介
7月 24 日	児童考案の案内板好評 楡形西小古墳に設置 他校が授業で活用	山梨日日新聞
8月 24 日	戦跡考古学 旧飛行場の発掘調査各地で	朝日新聞 記事中で市のロタコに関する取り組みを紹介
9月 9 日	昔の遊びや生活を体験 ～五感で感じる安藤家秋祭り～	毎日新聞
9月 18 日	縄文の暮らしを体験 27 日、南ア市でイベント	山梨日日新聞
10月 3 日	観光客に史跡紹介 NPOがガイド養成	山梨日日新聞 文化財課が講師つとめる
11月 21 日	明かりともされ古民家情緒的に	山梨日日新聞
11月 24 日	江戸時代の暮らし克明 南ア・旧家の古文書ひもとく	山梨日日新聞
12月 6 日	時代が香る豪農屋敷 南アルプス市「新しい風」 築 300 年 往時を忠実再現	朝日新聞 映画の撮影場所となった場所を紹介
平成 21 年 1月 24 日	地域の古墳 手作り看板で紹介 楡形西小が団体最優秀	山梨日日新聞
3月 6 日	国史跡に追加指定 南アの将棋頭、新たに堤防発見	山梨日日新聞
3月 14 日	六角の竪穴住居跡発掘 南ア・曾根遺跡 縄文中期の土器も	山梨日日新聞
3月 17 日	縄文一古墳時代の発掘調査現場見学 南アルプス市	山梨日日新聞



第3節 展示・放送番組作成等広報活動

1. 放送番組作成等

(1) メールマガジン

南アルプス市発行のメールマガジン「南アルプスふるさとメール」中のコラム

『よみがえる原風景 今、南アルプス市が面白い』（毎月2回執筆配信 平成21年1月以降休載）

配信日	通算	タイトル
4月1日号	44	白狐の伝説残る常楽寺
4月15日号	45	祝300歳 安藤家住宅 リニューアルオープン！
5月1日号	46	日本で二番目に高い山「北岳」
5月15日号	47	新指定文化財のよこがお① 木造阿弥陀如来坐像～鎌倉時代の人々の想いにふれる～
6月1日号	48	新指定文化財のよこがお② 木造十一面観音及毘沙門天、不動明王立像～日の目をみた日不見観音（ひみずかんのん）～
6月15日号	49	新指定文化財のよこがお③ 木造厨子入り地藏菩薩坐像～厨子に遺された銘文がかたるもの～
7月1日号	50	新指定文化財のよこがお④ ロタコ（御勅使河原飛行場）跡3号掩体壕～遺された戦争の記憶～
7月15日号	51	むかし飛行場があった～ロタコ（御勅使河原飛行場）～① 戦争の記憶を伝えるということ
8月1日号	52	むかし飛行場があった～ロタコ（御勅使河原飛行場）～② 八ヶ岳に向かいまっすぐ延びる滑走路跡
8月15日号	53	むかし飛行場があった～ロタコ（御勅使河原飛行場）～③ 横穴壕（よこあなごう）
9月1日号	54	むかし飛行場があった～ロタコ（御勅使河原飛行場）～④ 町のいたるところに見られるロタコの痕跡
9月15日号	55	流転の村～釜無川の流れに翻弄された浅原村～①
10月1日号	56	流転の村～釜無川の流れに翻弄された浅原村～②
10月15日号	57	近代水害の記憶 明治29年の大水害と前御勅使川の終焉
11月1日号	58	近代の治水技術 芦安堰堤と源堰堤
11月15日号	59	堤の原風景① 霞堤（かすみでい）
12月1日号	60	堤の原風景② 現代に残る霞堤
12月15日号	61	一つ目小僧がやってくる～芦安沓沢の昔ばなし～
1月1日号	62	竹蛇籠～現代に残る伝統の治水の技術～

(2) CATV番組

平成18年5月より市提供の『南アルプス市歴史探訪』の制作・監修（毎月1回、19年度以降は隔月放送）

放送月	通算	タイトル
4月放送	30	甲斐源氏活躍の舞台③～小笠原流をたどる
6月放送	31	古道を歩く 信仰の道～苗敷道～
8月放送	32	戦争遺跡「ロタコ」を歩く
12月放送	33	御所五郎丸と虎御前 ～市内に広がる曾我物語の世界～
1月放送	34	新春に舞う下市之瀬の獅子舞
2月放送	35	流転の村～浅原～



CATV 撮影風景

(3) 南アルプス市広報誌

市広報誌中の連載コーナー『ふるさとの誇り』を執筆（平成18年5月号からおおむね毎月1回）

発行月	通算	タイトル
4月号		—休載—
5月号	23	祝 300 歳 安藤家住宅リニューアルオープン！
6月号	24	市の指定文化財に新たに4件が加わりました
7月号		—休載—
8月号	25	西野松声堂～教育への熱い情熱～
9月号	26	弘法大師空海伝説の足跡をたずねて
10月号	27	甲斐源氏活躍の舞台 加賀美遠光とその子どもたち
11月号	28	掘り出された歴史～寺部地区の古墳群～
12月号	29	眺望の地に王は眠る 県指定史跡「物見塚古墳」
1月号		—休載—
2月号	30	氷河時代からの生き残り「ライチョウ」
3月号	31	いにしへの栄華を伝える市内最古級の建造物 山梨県指定文化財法善寺鐘楼

(4) 新聞コラム

山梨日日新聞社サンニチ子どもウィークリーのコラム『やまなしタイムトラベル』の分担執筆をとおり、市内の遺跡や史跡を紹介。

掲載日	タイトル
平成20年12月9日	六科丘古墳 ～富士山背景神秘性高める～
平成21年1月6日	信玄堤 ～今も水害から盆地を守る～
平成21年1月13日	かすみ堤 ～短い堤防で水害を軽減～
平成21年3月31日	芦安堰堤 ～日本発のコンクリート製～

(5) ラジオ

FM Hi! (静岡県)の『ゆうラジ! Radio 魂』の「古散歩 (いにしえさんぽ)」コーナーに出演。市の歴史や文化財を紹介した(平成21年3月11日放送)。

2. 縄文王国山梨

縄文文化の中心地(縄文王国)としての山梨のイメージ向上を図ることを目的に、縄文時代の出土品を豊富に収蔵し、その展示・活用を推進してきた山梨県内7館の博物館、資料館等が連携し、共同企画のイベント等を実施してきた。南アルプス市はプロジェクト開始当初の平成18年3月から参加してきたが、今年度よりリニューアルをひかえた「ふるさと文化伝承館」をメインの施設として参加することとなった。

(1) 芸術拠点形成事業

平成20年度は国庫補助事業の芸術拠点形成事業として「伝えて! 縄文人からのメッセージ」をキャッチフレーズに1年をかけて主に以下の事業を実施した。

- スタンプデザインコンテストの実施、○構成館スタンプラリーの実施(伝承館は開館準備のため不参加)、○小学校副読本の作成。

(2) 巡回イベントの実施

縄文時代出土品のすばらしさを広くアピールすることを目的に縄文王国山梨構成館を巡回し、縄文の暮らしを体験するイベントを実施した。今年度は釈迦堂遺跡博物館、南アルプス市ふるさと文化伝承館、長坂郷土資料館の3館で実施した。

(3) 伝承館で縄文チャレンジ

展示施設整備が完了し、来年度の一般公開をひかえた「ふるさと文化伝承館」のプレオープンを兼ね、展示の特別公開とともに「じょうもん王国がやってきた！伝承館でじょうもんチャレンジ！」と題して巡回イベントを実施した（平成20年9月27日）。小学生を中心に、165人の参加を得て、縄文鍋（縄文食）、縄文染め、縄文編み、火起こし、弓矢体験などの様々な体験が行われた。



3. シンボル展「信玄堤」

山梨県立博物館主催のシンボル展「信玄堤」（平成20年12月17日～平成21年1月19日）に際して後援し、パネル原稿の一部作成を担当するとともに、上高砂九頭竜神祠の出品をコーディネートした。

4. 資料の貸出等

(1) 資料の貸出

貸出期間	資料等の名称/数量	申請者	利用目的
4月26日～6月29日	物見塚古墳出土の玉類（白玉、管玉）等出土遺物	山梨県立考古博物館	春季企画展「甲斐の前方後円墳」
7月2日～8月6日	野牛島・西ノ久保遺跡出土品、写真パネル等	釈迦堂博物館	山梨の遺跡 2008 巡回展
9月19日～12月15日	百々上八田遺跡出土の魚骨（タイ）1点	山梨県立博物館	企画展「甲州食べもの紀行」
10月18日～12月8日	北原C遺跡出土水煙文土器2点、水煙文土器把手片1点、水煙文土器写真一式	釈迦堂博物館	特別展「縄文 華麗なる美の競演－土器にみる製作者の技巧」
10月28日～1月30日	民俗資料（わたくり機）	わかば支援学校	授業
10月30日～10月31日	民俗資料（千歯こぎ）3点	南湖小学校	授業
10月31日～11月5日	火おこしセット10セット/土器製作用具7セット	上高砂区	地区文化祭における企画
12月1日～12月12日	火のしほか民俗資料（農具）15点	若草小学校	総合的な学習
1月16日～2月2日	野牛ほか民俗資料（農具）11点	若草小学校	総合的な学習
1月26日～3月6日	あんぎん編み台 25基	釈迦堂博物館	
3月4日～平成21年4月24日	椿城跡出土茶釜・石製品、寺部村附第6遺跡出土鉄族、パネル、データ等	山梨県埋蔵文化財センター	知ろう山梨の歴史！「山梨の遺跡展2009」

(2) 資料の掲載・撮影

申請日	資料等の名称/数量	申請者	利用目的
12月1日	ポジフィルム（鋳物師屋遺跡出土有孔鏝付土器）1点	(株) 至文堂	『日本の美術』～縄文人の祈りー形と文様への掲載
12月1日	ポジフィルム（鋳物師屋遺跡出土土偶）1点	(株) 東洋書店	『生と死の考古学－縄文時代の死生観－』
3月2日	ポジフィルム等（御勅使川川日堤防（石積出・将棋頭））	山梨県立博物館	新指定文化財展「甲斐の国のたからもの」
3月9日	鋳物師屋遺跡出土品3点、北原C遺跡出土土鈴1点、長田口遺跡出土土偶1点	(有) クワシマ 桑島維	写真集などの作品制作および各メディアでの開催等

第4節 その他事業

1. インターンシップ（職場体験）の受入

8月18日 大学生インターンシップ（山梨学院大学2名/山梨県立大学1名計3名）

8月23日～25日 県立白根高校インターンシップ（2年生1名）

※それぞれ出土遺物整理等を体験した。

2. 出張等

8月9日～10日 第12回戦争遺跡保存全国ネットワーク愛知大会（愛知県名古屋市） 1名

10月22日～24日 第43回全国史跡整備市町村協議会大阪大会（大阪府大阪市） 教育長以下1名

11月18日 全国史跡整備市町村協議会臨時大会（東京都千代田区） 2名

11月25日 歴史まちづくり法内容説明会（神奈川県横浜市） 1名

3. 研修等

10月17日～18日 高所作業車運転技能者技能講習 1名

第3章 一般文化財

第1節 指定登録文化財一覧

1. 国指定文化財

名称	種別	指定年月日				所有者/管理者
		元号	年	月	日	
長谷寺本堂 附厨子・旧財・棟札	建造物	昭和	25	8	29	長谷寺
安藤家住宅	建造物	昭和	51	5	20	山梨県/南アルプス市
鋳物師屋遺跡出土品 205点	考古資料	平成	7	6	15	南アルプス市
御勅使川旧堤防(将棋頭・石積出)	史跡	平成	15	3	25	南アルプス市・韮崎市
紙本墨書大般若経 561巻	書跡	明治	38	4	4	法善寺
夢窓国師坐像1軀	彫刻	昭和	58	6	6	古長禅寺
木造大日如来及四波羅蜜菩薩坐像5軀	彫刻	平成	3	6	15	宝珠寺
三恵の大ケヤキ	天然記念物	昭和	2	11	30	南アルプス市
古長禅寺のジャクシン	天然記念物	昭和	28	11	14	古長禅寺
ヤマネ	天然記念物	昭和	50	6	26	
甲斐犬	特別天然記念物	昭和	9	1	22	
ニホンカモシカ	特別天然記念物	昭和	9	5	1	
ライチョウ	特別天然記念物	大正	12	3	7	

2. 県指定文化財

名称	種別	指定年月日				所有者/管理者
		元号	年	月	日	
板絵僧形八幡神像1面	絵画	昭和	52	3	31	法善寺
絹本着色十六善神像図1幅	絵画	平成	3	5	30	法善寺
穂見神社本殿1棟 附棟札2枚	建造物	昭和	40	8	19	穂見神社
蔵珠院 六地藏像1基	建造物	昭和	52	3	31	蔵珠院
善応寺宝篋印塔1基	建造物	昭和	53	3	15	善応寺
法善寺鐘楼1棟 附梵鐘1口	建造物	昭和	54	12	28	法善寺
鱈口1口	工芸品	昭和	35	11	7	久本寺
伝保昌の刀1口	工芸品	昭和	40	5	15	
穂見神社 銅製懸仏(御正躰)1口	工芸品	昭和	40	5	13	穂見神社
桜田家 鱈口1口	工芸品	昭和	42	5	29	
秋山太郎光朝供養の経筒及び付属品	工芸品	昭和	47	1	27	
八幡神本地仏鏡像1面	工芸品	昭和	54	12	28	法善寺
八王子権現の剣1振	工芸品	平成	1	7	19	落合八王子社
古長禅寺	史跡	昭和	35	11	7	古長禅寺
物見塚古墳1基	史跡	昭和	63	11	16	南アルプス市ほか
伝嗣院紙本墨書大般若経 600巻	書跡	昭和	40	8	19	伝嗣院
版本大毘盧遮那成仏教疏 16巻	書跡	昭和	53	3	30	法善寺
紙本墨書金光明最勝王経 10巻	書跡	昭和	61	9	17	法善寺
法善寺伝承本真言宗諸流聖教類 769点	書跡	昭和	62	2	10	法善寺
俳諧白根嶽外俳書 35種並びに上矢敲氷自筆俳文 28種と俳人等の書簡 169通	書跡	昭和	48	7	12	
木造諏訪神社神像2軀	彫刻	昭和	40	5	13	諏訪神社
木造獅子頭1頭	彫刻	昭和	43	12	12	諏訪神社
木造薬師如来像14軀	彫刻	昭和	44	11	20	慈眼寺
木造阿彌陀如来立像1軀	彫刻	昭和	44	11	20	常楽寺
木造菩薩形立像1軀	彫刻	昭和	44	11	20	諏訪神社
深向院の釈迦如来像1軀	彫刻	昭和	46	2	26	深向院
木造十一面観音立像1軀	彫刻	平成	16	11	29	長谷寺
湯沢の思い杉1樹	天然記念物	昭和	35	11	7	
白根町のカエデ1樹	天然記念物	昭和	35	11	17	
野牛島のジャクシン1樹	天然記念物	昭和	35	11	7	野牛島区
中野のカキ1樹	天然記念物	昭和	35	11	7	
宝珠寺のマツ1樹	天然記念物	昭和	35	11	7	宝珠寺
湯沢のサイカチ1樹	天然記念物	昭和	39	6	25	
大嵐ジャクシン1樹	天然記念物	昭和	43	2	8	善応寺

鏡中条のゴヨウマツ	天然記念物	昭和	45	10	26	
ミヤマシロチョウ (Aporia hippia)	天然記念物	昭和	52	3	31	
十日市場の大ケヤキ	天然記念物	昭和	61	3	19	石動神社
沢登六角堂の切子	無形民俗文化財	平成	8	2	19	沢登区
下市之瀬の獅子舞	無形民俗文化財	平成	19	4	27	下市之瀬獅子舞保存会
大薙刀銘備州長船兼光1振	歴史資料	平成	6	11	7	法善寺

3. 市指定文化財

名称	種別	指定年月日				所有者/管理者
		元号	年	月	日	
絹本著色釈迦涅槃像図1幅	絵画	昭和	51	1	1	法善寺
絹本著色弘法大師像図1幅	絵画	昭和	51	1	1	法善寺
掛絵六地藏菩薩像6面附地藏菩薩像縁起1巻	絵画	昭和	51	1	1	安養寺
長盛院の絹本著色仏涅槃像1幅	絵画	昭和	59	3	1	長盛院
隆昌院の釈迦涅槃像1幅	絵画	平成	1	2	27	隆昌院
隆昌院の飯繩権現図1幅	絵画	平成	1	2	27	隆昌院
江原浅間神社本殿1棟	建造物	昭和	44	11	13	江原浅間神社
七面明神社本殿1棟	建造物	昭和	52	11	22	宗林寺
矢崎家住宅1棟	建造物	昭和	53	2	16	矢崎徹之助
若宮神社本殿1棟	建造物	昭和	57	11	30	若宮神社
平岡諏訪神社の石鳥居1基	建造物	昭和	61	9	1	平岡区
上市之瀬八幡神社本殿1棟 附棟札及び古材	建造物	平成	2	2	28	上市之瀬区
高尾穂見神社神楽殿1棟	建造物	平成	5	11	25	穂見神社
妙行寺の宝篋印塔1基	建造物	平成	7	2	23	体顕山妙行寺
沢登六角堂1棟	建造物	平成	9	7	30	沢登区
長昌院の六地藏幢1基	建造物	平成	9	7	30	長昌院
妙了寺 経堂及び輪蔵・傳大士像1棟	建造物	平成	12	3	17	高峯山 妙了寺
隆昌院の棧唐戸	工芸品	昭和	49	1	29	隆昌院
大日如来像1軀	工芸品	昭和	59	11	26	諏訪神社
東南湖八幡の御輿と神鈴	工芸品	昭和	60	3	30	東南湖八幡社
西川家土蔵の戸前口1面	工芸品	平成	4	10	19	
神部神社の算額1枚	工芸品	平成	5	3	28	神部神社
鑄造の金灯籠1基	工芸品	平成	10	2	2	南アルプス市
奈胡十郎義行の墓1基	史跡	昭和	42	10	1	東南湖区
遠光・光朝及び夫人の墓1基	史跡	昭和	42	10	1	秋山光朝公奉賛会
秋山光朝館跡	史跡	昭和	44	11	13	秋山光朝公奉賛会
加賀美遠光館跡	史跡	昭和	46	1	28	法善寺
十日市跡	史跡	昭和	46	1	28	安養寺・十日市場区
五味国鼎の墓1基	史跡	昭和	46	1	28	泉能寺
広瀬中庵の墓1基	史跡	昭和	46	1	28	明行寺
辻嵐外の墓1基	史跡	昭和	49	1	29	成妙寺
塚原上村古墳1基	史跡	昭和	49	1	29	
鎌倉御所五郎丸の墓1基	史跡	昭和	51	3	1	野牛島区
五百住巨川の墓1基	史跡	昭和	51	3	1	豊光院
土屋惣蔵の墓1基	史跡	昭和	51	3	1	長盛院
五味可都里の墓跡	史跡	昭和	53	4	5	泉能寺
松声堂址	史跡	昭和	53	2	16	南アルプス市
須沢城跡	史跡	昭和	55	9	24	西区
椿城跡	史跡	昭和	56	4	1	上野区
宝篋印塔群5基	史跡	昭和	58	1	1	長遠寺
六科丘古墳1基	史跡	昭和	61	9	1	南アルプス市
小笠原長清公館跡	史跡	昭和	62	7	1	
白山神社	史跡	平成	15	2	14	白山神社
おつき穴古墳	史跡	平成	15	2	14	白根町
ロタコ(御勅使河原飛行場)跡3号掩体壕1基	史跡	平成	20	4	17	南アルプス市
山県大弐作「熱海浴泉歌」	書跡	平成	13	4	20	桃園神社
紙本墨書長盛院の大般若経600巻	書跡	昭和	51	3	1	長盛院
遠光・光朝の木造1軀	彫刻	昭和	42	10	1	秋山光朝公奉賛会
木造寄木地藏菩薩立像1軀 附厨子	彫刻	昭和	51	1	1	安養寺
西の神地藏1軀	彫刻	昭和	51	3	1	野牛島区
石丸地藏1軀	彫刻	昭和	51	3	1	榎原区

能蔵の石幢 1 基	彫刻	昭和	51	3	1	野牛島区
木造毘沙門天立像 1 軀	彫刻	昭和	51	3	2	宝珠寺
本重寺 板本尊	彫刻	昭和	52	11	22	本重寺
木造野中地藏菩薩坐像 1 軀	彫刻	昭和	52	11	22	
木造釈迦如来坐像 1 軀	彫刻	昭和	58	1	1	長遠寺
伝曾我十郎木像伝虎御前木像 2 体	彫刻	昭和	59	11	26	諏訪神社
能蔵池の碑 1 基	彫刻	昭和	59	3	1	野牛島区
木造日蓮上人坐像 1 軀	彫刻	平成	1	1	19	妙蓮寺
木造僧形八幡菩薩像 1 軀	彫刻	平成	1	1	19	妙蓮寺
木造神功皇后坐像 1 軀	彫刻	平成	1	1	19	妙蓮寺
伝嗣院の大日如来坐像 1 軀	彫刻	平成	1	5	31	伝嗣院
木造阿弥陀如来坐像 1 軀	彫刻	平成	20	4	17	隆円寺
木造十一面観音及毘沙門天、不動明王立像 3 軀	彫刻	平成	20	4	17	隆円寺
木造厨子入り地藏菩薩坐像 1 軀	彫刻	平成	20	4	17	法幢院
清水八幡の夫婦ケヤキ 2 樹	天然記念物	昭和	42	10	1	清水区
秋山の多羅葉樹 1 樹	天然記念物	昭和	42	10	1	
広誓院のカヤの木 1 樹	天然記念物	昭和	44	11	13	広誓院
安藤家避雷針の松 1 樹	天然記念物	昭和	44	11	13	山梨県
不動寺の菩提樹 1 樹	天然記念物	昭和	44	11	13	不動寺
法音寺の多羅葉樹 1 樹	天然記念物	昭和	44	11	13	法音寺
本清寺のカヤの木 1 樹	天然記念物	昭和	44	11	13	本清寺
成妙寺の松 1 樹	天然記念物	昭和	49	1	29	成妙寺
鮎沢の御崎ビャクシン 1 樹	天然記念物	昭和	49	1	29	鮎沢区 1 組
能蔵のエドヒガンザクラ 1 樹	天然記念物	昭和	51	3	1	野牛島区
上市之瀬のイトザクラ 1 樹	天然記念物	昭和	51	3	2	上市之瀬イトザクラ保存会
大城寺のケヤキ 1 樹	天然記念物	昭和	53	2	16	大城寺
山寺八幡神社シラカシ林	天然記念物	昭和	54	2	15	山寺八幡神社
沓沢山の神大榎 1 樹	天然記念物	昭和	59	11	26	南アルプス市
水宮神社の社叢	天然記念物	昭和	61	9	12	水宮神社
平岡のヤシャブシ 1 樹	天然記念物	昭和	61	9	1	平岡区
法善寺のサルスベリ 1 樹	天然記念物	昭和	62	7	1	法善寺
曲輪田諏訪神社のエドヒガン 1 樹	天然記念物	昭和	62	12	1	曲輪田諏訪神社
宗林寺のイロハモミジ 1 樹	天然記念物	昭和	62	12	1	宗林寺
白根町のゴヨウマツ 1 株	天然記念物	昭和	63	7	20	
隆昌院の多羅葉樹 1 樹	天然記念物	平成	1	2	27	隆昌院
高尾穂見神社の大スギ 1 樹	天然記念物	平成	5	11	25	穂見神社
江戸小紋染師 内田一雄	無形文化財	平成	4	3	21	
若宮八幡の神楽	無形民俗文化財	昭和	44	11	13	古市場敬神会
巨摩八幡宮の太々神楽	無形民俗文化財	昭和	46	1	28	巨摩八幡宮
西南湖の獅子舞	無形民俗文化財	昭和	49	1	29	西南湖獅子舞保存会
十五所の甲州囃子	無形民俗文化財	昭和	56	4	1	十五所甲州囃子保存会
山寺八幡神社の太々神楽	無形民俗文化財	昭和	61	9	1	山寺八幡神社神楽部
高尾穂見神社の太々神楽	無形民俗文化財	昭和	61	9	1	高尾穂見神社神楽会
曲輪田峰村小路の獅子舞	無形民俗文化財	平成	3	12	25	曲輪田峰村小路獅子舞保存会
神部神社曳舟神事	無形民俗文化財	平成	6	6	28	神部神社
懸腰山	名勝	昭和	49	1	29	本清寺
神明神社正徳四年再興棟札 1 枚	歴史資料	平成	14	11	12	神明神社

4. 国登録文化財

名称	種別	登録年月日				所有者/管理者
		元号	年	月	日	
芦安堰堤	建造物	平成	9	9	16	山梨県
松寿軒長崎 1 棟	建造物	平成	10	2	12	
村松家住宅主屋 1 棟	建造物	平成	15	2	26	
村松家住宅商家蔵 1 棟	建造物	平成	15	2	26	
村松家住宅文庫蔵 1 棟	建造物	平成	15	2	26	
村松家住宅厠 1 棟	建造物	平成	15	2	26	
芦澤家住宅主屋 1 棟	建造物	平成	20	3	19	
芦澤家住宅座敷蔵 1 棟	建造物	平成	20	3	19	

第2節 平成20年度中の異動（現状変更等）

1. 国指定文化財

名称	摘要	元号	年	月	日	備考
ライチョウ	現状変更	平成	20	6	13	調査捕獲のため
鋳物師屋遺跡出土品	所在場所変更	平成	20	10	1	ふるさと文化伝承館展示室整備にともなう
御勅使川旧堤防（将棋頭・石積出）	追加指定	平成	21	2	12	六科将棋頭。試掘により、検出された堤体分
御勅使川旧堤防（将棋頭・石積出）	所有者変更	平成	21	3	2	上記部分用地買収により公有地化

御勅使川旧堤防（石積出・将棋頭）
追加指定部分



円錐形土偶
(鋳物師屋遺跡出土品)

2. 県指定文化財

名称	摘要	元号	年	月	日	備考
古長禅寺	現状変更	平成	20	9	25	駐車場入口整備のため
法善寺伝承本真言宗諸流聖教類	所在場所変更	平成	21	3	15	長野県立博物館特別展への貸出のため



法善寺伝承本真言宗諸流聖教類

3. 市指定文化財

名称	摘要	元号	年	月	日	備考
木造阿弥陀如来坐像	指定	平成	20	4	17	
木造十一面観音及毘沙門天、不動明王立像	指定	平成	20	4	17	
木造厨子入り地藏菩薩坐像	指定	平成	20	4	17	
ロタコ（御勅使河原飛行場）跡3号掩体壕	指定	平成	20	4	17	



木造阿弥陀如来坐像



木造十一面観音及毘沙門天、不動明王立像



木造厨子入り地藏菩薩坐像



ロタコ（御勅使河原飛行場）跡3号掩体壕

4. 国登録文化財その他

名称	摘要	元号	年	月	日	備考
なし						

第3節 一般文化財保護事業

1. 主な実施事業

- 文化財維持管理：国指定史跡御勅使川旧堤防（将棋頭・石積出）の草刈など
- 県指定天然記念物宝珠寺のマツ、鏡中条のゴヨウマツ等害虫防除事業補助
- 文化財防火デーの実施：1月18日、芦安地区大曾利の諏訪神社および八田地区の長谷寺において防災訓練（放水、模型を用いた文化財持出し訓練等）を実施
- 指定文化財管理報償金の交付
- 国指定文化財長谷寺本堂防災設備点検委託補助事業



文化財防火デーの放水、持出し訓練

2. 市内仏像等悉皆調査事業

市内所在の仏像等彫刻を悉皆的に把握し、今後の文化財の保護およびその活用のための基礎資料とするとともに、調査成果を広く市民に公開し、市民の郷土意識の醸成のために供することを目的とし、平成18年度から5カ年をかけて実施している。

調査は、調査員として鈴木麻里子氏（南アルプス市文化財保護審議会委員）を委嘱し、市内各寺院等に協力をいただき、各々の寺院等に安置される全ての仏像について、写真撮影、法量の計測、伝承の記録等を行い、最終年度に調査報告書を刊行するものである。

本年度は事業3年目にあたり、旧櫛形町域を調査対象エリアとして実施した。本年度の調査寺社総数37ヶ所、内訳は、31寺院、2堂宇、4神社であった。



仏像等悉皆調査 調査風景

3. 横小路家文書調査事業

南アルプス市上宮地（旧上宮地村）にあって、近世においては郡中惣代を勤めた横小路家所蔵の古文書の調査を実施した。調査は、所有者から文化財課への相談に基づき、地域に遺された古文書や歴史的資料の保存活動を展開するNPO法人「歴史資料継承機構」にお願いできることになり、本年度は目録・調書作成など基礎的作業が行われた。調査は11月22日～24日にかけて行われ、市として、地域のなかで埋もれかけた史料が、所有者の熱意と同NPOの情熱、そしてスキルによって市の「歴史」に位置づけられる過程をサポートすることができた。新たな地域資源の掘り起こし例として今後につながる調査といえる。同文書調査は、平成21年度も継続予定。

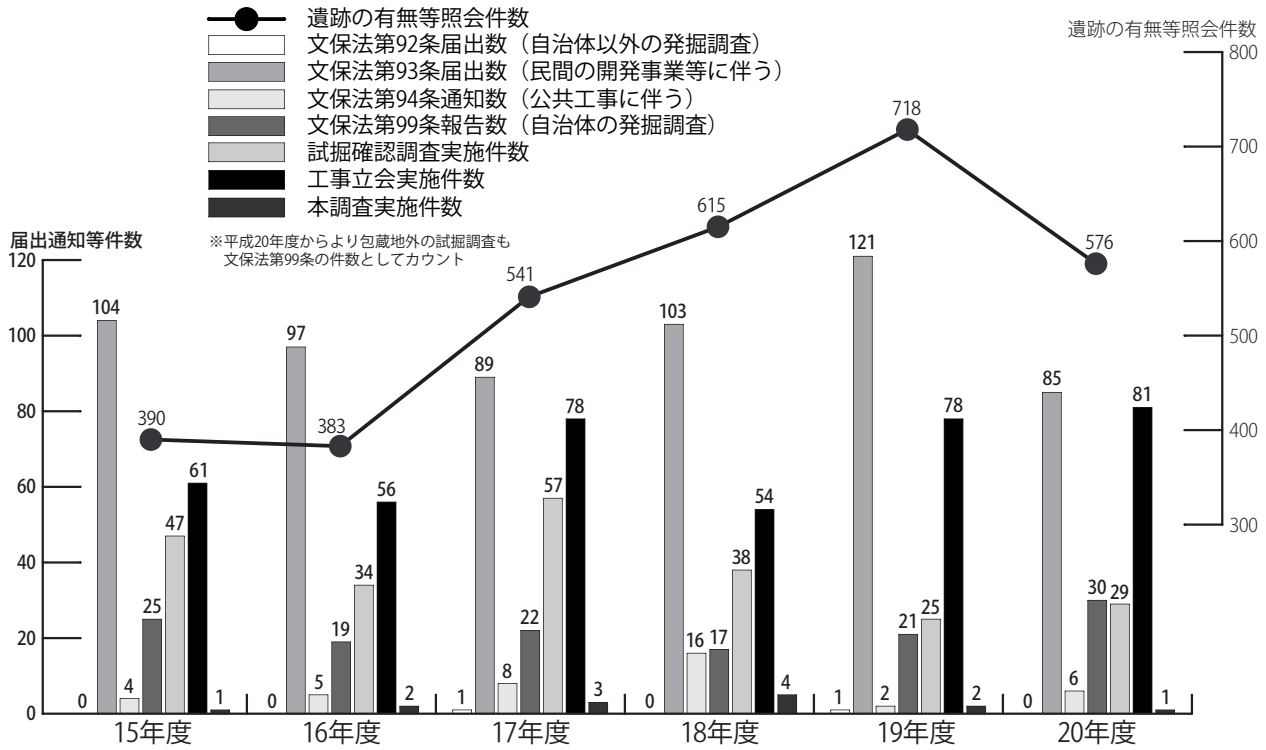


古文書調査風景

第4章 埋蔵文化財

第1節 埋蔵文化財統計

1. 届出等



平成20年度 月次統計等								
	月	92条	93条	94条	92~94条計	99条	合計	備考
届出/通知数	4	0	6	1	7	1	8件	
	5	0	7	1	8	3	11件	
	6	0	8	1	9	5	14件	
	7	0	10	0	10	3	13件	
	8	0	8	0	8	2	10件	
	9	0	10	0	10	2	12件	
	10	0	8	1	9	5	14件	
	11	0	6	0	6	3	9件	
	12	0	8	0	8	2	10件	
	1	0	4	2	6	1	7件	
	2	0	3	0	3	2	5件	
	3	0	7	0	7	1	8件	
	年度合計		0	85	6	91	30	121件
前年度比		—	71	300	75	143	85%	
遺跡の有無等照会件数							576件	
試掘確認調査実施件数							29件	
工事立会実施件数							81件	
発見届 (97条)							1件	新規：在家塚・竹之花遺跡

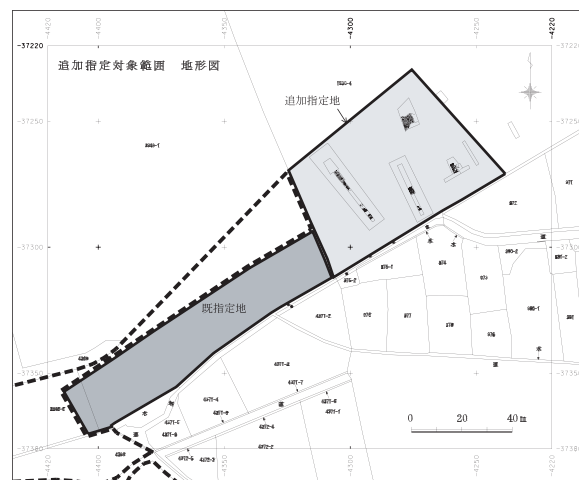
※ 92条～94条、97条または99条等は、それぞれ文化財保護法の各条文に基づく届出・通知

第2節 史跡整備事業

国指定史跡「御勅使川旧堤防（将棋頭・石積出）」を構成する遺構群のうち、六科将棋頭については、平成19年度実施した試掘調査によって、同将棋頭の国指定範囲と連続する堤防遺跡が発見された。本年度は遺跡が発見された区域を保全するため、地権者の協力を得て国史跡追加指定への意見具申を行った。国文化審議会の審議を経て、平成21年2月に国史跡の告示がなされ、正式に国史跡へ追加指定されることとなった。告示後追加指定された3,543.11㎡の用地を市で取得し、遺跡の本質的価値の保全を図った。

告示日 平成21年2月12日

官報告示 文部科学省告示 第11号



第3節 おもな発掘調査・分布調査の概要

1. 平成20年度本調査実施遺跡の概要

調査地	上宮地 920 ほか	調査期間	平成20年12月4日～平成21年3月25日
調査原因	市道下市之瀬上宮地線建設	対象／調査面積	11,000㎡／2,925㎡

縄文時代中期と古墳時代初頭の集落遺跡で、縄文時代中期後葉の住居址8軒と古墳時代初頭の住居址



18軒が発見された。遺物としては縄文時代早期の土器片も確認されている。縄文時代中期の集落で平面形が六角形を成す住居址1軒が発見された点や、古墳時代の住居址がほぼ全て建て替えを行っている点などが特徴的である。また各時代それぞれに貯蔵穴も発見されるなど遺構数は多い。昭和53年に調査された範囲と近接しており、遺跡はさらに広がるものとみられる。



2. 平成 20 年度分布調査の概要

(1) 後田堰取水口堤防跡調査

昨年度から実施している後田堰取水口堤防跡（徳島堰から六科地区を結ぶ後田堰取水口を守る圭角状の堤防）の分布調査を継続して実施した。本年度は除草作業を行い遺構の全体像を把握するとともに測量調査を実施し、今後の保存と活用に向けた基礎データとなる遺構の平面図を作成した。今回の調査によって、堤防の先端部の形状が明らかとなり、また川表側で根固めの一部が検出されるなど、新たな知見が得られた。平成 21 年度は遺構の範囲確認調査を予定している。



(2) ロタコ（御勅使河原飛行場跡）横穴塚群の分布調査及び測量調査

平成 17 年度から継続的に調査を実施している、アジア太平洋戦争時の戦争遺跡ロタコ（御勅使河原飛行場跡）に関する総合的な調査の中で、今年度は昨年度から継続して横穴塚群の分布調査を実施した。具体的事業内容としては、今年度は、昨年度実施した分布調査の成果を精査するとともに、新たに 2 地点において、横穴塚跡の詳細な測量調査を実施し、平成 19・20 年度の調査を収束した報告書を刊行した。

第 4 節 埋蔵文化財保存活用整備事業

埋蔵文化財の円滑な保護保存を図るために、市民の皆様へ埋蔵文化財の存在を知っていただき、文化財保護意識をもっていただくと共に、その調査成果を還元するために、本年度も教育普及に関する様々な事業を展開した。

1. 体験学習事業

体験学習を通して、参加者の五感に訴える体験学習事業（パワーポイントによる画像やアニメーションを駆使したコンテンツの提供、史跡めぐり、土器造り、昔の暮らし体験、調理体験、実際の出土遺物に触れる体験等）を企画しながら、これまで実施してきた体験学習事業において要望の高かった「縄文編み体験」や「火起こし体験」、「石器作り」の材料及び道具類を整備した。



2. 埋蔵文化財等広報資料作成事業

埋蔵文化財・史跡の周知広報のため、また、既に記録保存が終了し、消滅した遺跡について、その存在を周知するため、エリア・テーマごとに市内の遺跡を体感できる遺跡セミナーコースを設定し、その情報発信のソフトを作成した。

(1) テーマ別遺跡、史跡、文化財めぐりマップの作成

埋蔵文化財や史跡をテーマごとにまとめ、散歩や車で訪れながら歴史に触れてもらう「遺跡で散歩」シリーズ。本年度は VOL.6、「弘法大師伝説ゆかりの史跡を歩く」を作成した（A 3 判ジャバラ折り、両面フルカラー 20,000 部）。



(2) 遺跡案内板、説明板の設置

遺跡周知用マップと同じ「遺跡で散歩」シリーズとし、シリーズ7基目の遺跡情報発信板（住吉遺跡）を設置した。マップとデザインを統一させ、本年度刊行したマップとも関連付けられており、マップと説明板とによるフィールドミュージアムの効果をもたせている。

昨年度から実施している小学生参加による遺跡情報発信板の作成について、本年度は豊小学校5年生による「豊小学校遺跡」、櫛形西小学校6年生による「椿城跡」が設置された。

これらは地域の小学生が1年かけて学んだことを後輩や地域の方々に広く知ってもらうための試みであり、本年度も小学生の手書きによる情報発信とした。小学生からのメッセージを載せることで、身近に埋蔵文化財について理解してもらえる効果をねらう。学校との連携の中であくまでも児童の自発的意思により実施する事業であるため、年度当初では計画できない面もあるが、今後も市内各学校で実施していきたい。



3. ふるさと文化伝承館（文化財調査事務所・埋蔵文化財センター）整備事業

文化財の保護、保存、業務の効率化を図るため、市内3箇所に分散していた文化財調査室・収蔵庫を「ふるさと文化伝承館」に集約し、埋蔵文化財センターとして位置づけ、また、公開展示を行い文化財保護の普及啓発を図るため、平成18年度から整備を続けてきた。本年度は、櫛形生涯学習センターに展示されてきた国指定重要文化財「鋳物師屋遺跡出土品」を「ふるさと文化伝承館」2階展示室に集約し、収蔵・展示できるように、文化庁美術学芸課の指導を得るなかで、出土遺物展示ケースを購入するとともに、展示室を独立した防火区画とするため、防火扉および防火パネルの設置工事を行った。



小・中学生の考古学研究

第6回わたしたちの考古学研究室

山梨県立考古博物館主催

団体Ⅱ研究部門最優秀賞（県教育委員長賞）に櫛形西小学校！！

努力賞（考古学協会賞）に芦安小学校！

毎年山梨県立考古博物館が、県内に在籍する小・中学生の考古学研究を募集、表彰し、応募作品のすべてを展示公開する「わたしたちの考古学研究室」。今年度は、団体Ⅱ（学級単位等）部門で、南アルプス市の櫛形西小学校6年生が最優秀賞に、芦安小学校6年生が努力賞に、それぞれ輝きました！

櫛形西小学校は、遺跡の多い地域に住んでいながら、地域の文化財を知らないのもったいないという思いから、地域の遺跡について学び、遺跡を訪問したり、古代織物体験や土器づくりを行い、学習したことを地域の方や後輩たちに伝えるため、手作りの案内板作りをしました。

芦安小学校は、市内のおもな遺跡を訪問し、地域の歴史について勉強して、その内容をそれぞれの児童がまとめ、パソコンを使ってプレゼンテーションしました。学習した内容に加え、情報機器活用の面からも評価されました。



第5章 重要文化財安藤家住宅の管理運営

第1節 施設の概要

安藤家は、甲府盆地の西部、釜無川右岸の水田地帯に位置し、江戸時代中期以降は西南湖村の名主を務めた旧家で主屋は棟札から宝永5年（1708）に建築されたことが知られる。この地方における古い上層農家の構えを知る上で重要として、主屋、表門、北蔵、南蔵、文庫蔵、茶室、渡廊下、中門、屋根塀を含む敷地全体が、昭和51年に重要文化財に指定され、昭和55年3月から山梨県の所有となった。昭和56年度から昭和61年度にかけて保存修復が行われ、昭和63年から山梨県立保存民家安藤家住宅として所有者である



山梨県の委託を受けた甲西町教育委員会（平成15年度以降は南アルプス市教育委員会）の管理運営により一般公開されてきた。

平成19年度から再び行われた保存修復工事は平成20年3月31日に完了。これにあわせ、平成20年度より安藤家住宅は、山梨県から南アルプス市に移管され平成20年4月25日にリニューアルオープンし、一層の活用が図られることとなった。

第2節 管理運営活用事業

1. 利用団体等及び各種行事催事等

月/日	団体/催事等の名称	人数
4/25	安藤家住宅オープニングセレモニー	70
5/8	櫛形北小学校3年生	54
5/8	県外在住甲西地区出身者	50
5/19	南湖小学校3年生	44
6/6	安藤家住宅よみきかせ	40
6/23	八田中央公民館すこやか学部	44
6/25	南アルプス市櫛形地区小中学校研究会	11
7/24	姉妹都市交流団マーシャルタウン（米国）	27
7/25	安藤家住宅よみきかせ	21
8/4	山梨総合研究所	12
8/6	南アルプス市新任教職員研修	21
8/20	若草地区小中学校職員研修	15
8/22	親子で夜会～ききみみずきんのおはなしとオカリナ鑑賞	25
8/28	中道北小学校6年生	40
9/12	安藤家住宅よみきかせ	28
9/12	秋の夜語り ～むかし話を笛の音にのせて～	46



月/日	団体/催事等の名称	人数
9/13	五感で感じる安藤家秋祭り	382
9/26	山梨市文化協会	24
10/9	伊勢小学校4年生	75
10/24	安藤家住宅よみきかせ	50
10/29	八田地区女性団体連絡会	21
10/29	富士吉田市社会福祉協議会	61
10/29	安藤家住宅朗読会 秋を読む（すずの会）	75
10/30	山梨市成人大学講座	75
11/20	安藤家住宅紅葉ライトアップ（21日まで）	64
11/27	ことぶき勸学院	23
12/5	南アルプスライオンズクラブ 清掃ボランティア	13
1/11	市指定無形民俗文化財 西南湖地区獅子舞披露	61
2/12	若草小学校3年生	79
2/18	芦安小学校3年生	4
3/9	甲州市文化協会	54
3/11	ふじみ野市文化研究会	47



2. 展示・企画等



雛人形展

(1) 実施した展示・企画

期間	名称
4月25日～6月16日	端午の節句飾り展
7月4日～7月9日	七夕飾り展
9月13日	五感で感じる安藤家秋祭り
1月11日	市指定文化財西南湖の獅子舞披露
2月28日～4月5日	雛人形展
5・7・9・1・3月	小笠原流礼法節句飾り展
通年	保存修復工事風景のパネル展
通年	安藤家住宅写真展

(2) 五感で感じる安藤家の秋祭り



竹細工



わらじづくり



白挽き体験

安藤家の存在をより多くの方々に知っていただくために9月13日に実施した事業。

昼間は、おもに小学生を対象として、昔の暮らし体験を中心としたイベントを行った。竹細工やわらじづくり、石臼で小麦粉を挽いてつくった「薄焼き」の試食、草木染め体験、安藤家探検ツアーなどが行われた。

夜は、安藤家の庭園をライトアップし、オカリナを中心としたユニット“breath”のコンサートをおこなった。当日は昼夜あわせて382人（コンサートは定員制）がありにぎわった。

3. 管理面について

- 夜間警備（総合警備保障）によるセンサーの定期点検の実施
- 消防設備点検（南アルプス消防署）と、地元消防団による消防設備定期点検（毎月実施）
- 防火施設、ポンプの点検作業の実施



秋の夜空に響くオカリナの音色～ breath ～♪

- 浄化槽の定期点検の実施
- 漏電検査（東京電力）
- 庭園植木の手入れ、除草剤の散布

4. 利用率・サービス向上にむけて

- 学校週5日制による毎週土曜日の小中高校生への無料開放
- 入館者への「心地よいひととき」を提供する各種サービスの実施（図書の閲覧、お茶のサービス、管理人らによる案内等）
- 寄せ書きノートの設置
- 入館者アンケートの実施



小笠原流礼法の床飾り

第3節 安藤家住宅総合調査事業



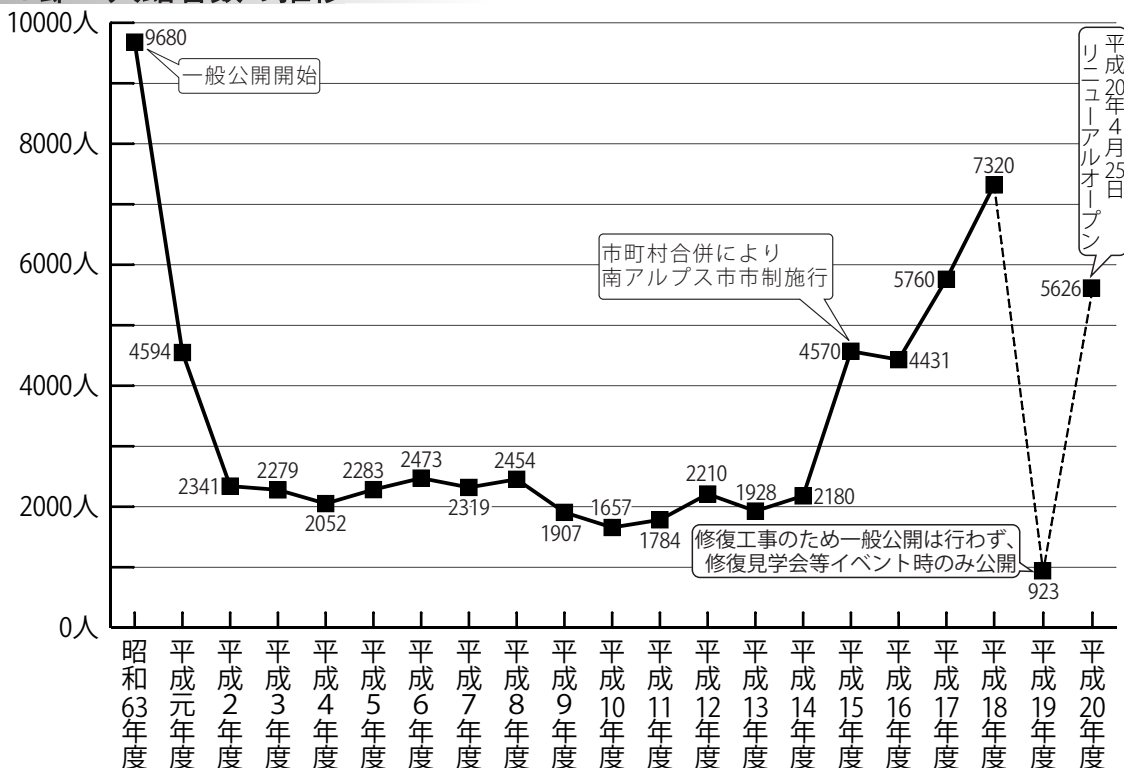
調査により見つかった
南湖水害図（南湖報徳社蔵）

安藤家住宅が南アルプス市に移管されることを受けて、市として安藤家と安藤家の占地する西南湖地区の歴史について再検討を試みることにした。

本年度は、家系図の整理などを通じた安藤氏の出自の再検討、安藤家の拠る西南湖およびその周辺の村落に残された検地帳等史料の統計的な処理を通じた近世における土地集積からみる安藤家の成長過程の検討。調査の結果明らかとなった、宝永5年の西南湖集落移転と安藤家住宅主屋建築の経緯の検討。検地帳等による近世期の土地利用状況の調査、近世小字の位置比定、地域でのフィールドワークによる新たな資・史料の掘り起しなどを行った。

その結果、本年度の調査で安藤家研究の基礎的課題を提示することが出来た。今後は、早稲田大学図書館蔵の安藤家文書（17,962点）の調査などを実施し課題解決のための調査を継続していく予定である。

第4節 入館者数の推移



付編 市文化財関係例規

○南アルプス市文化財保護条例

平成 15 年 4 月 1 日 条例第 114 号

(目的)

第 1 条 この条例は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)第 182 条第 2 項の規定に基づき、市内に所在する文化財のうち重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民文化の向上に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「文化財」とは、法第 2 条第 1 項に掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物で、法及び山梨県文化財保護条例(昭和 31 年山梨県条例第 29 号)の規定により指定を受けたもの以外のものをいう。

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第 3 条 南アルプス市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(指定)

第 4 条 教育委員会は、第 2 条に規定する文化財のうち重要なものを南アルプス市指定文化財(以下「指定文化財」という。)に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定により指定しようとするときは、あらかじめその文化財の所有者及び権原に基づく占有者(所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合を除く。)の申請に基づき又はその同意を得て行う。

3 指定文化財のうち無形文化財を指定するに当たっては、指定無形文化財の保持者を認定しなければならない。

(告示及び通知)

第 5 条 前条の規定による指定をしたときは、教育委員会は、その旨を告示し、かつ、所有者又は権原に基づく占有者若しくは保持者として認定しようとする者に通知しなければならない。

(解除)

第 6 条 教育委員会は、指定文化財がその価値を失った場合その他特別の理由があるときは、その指定を解除するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により指定を解除したときは、その旨を所有者等に通知しなければならない。

3 指定無形文化財の保持者が死亡したときは、保持者の認定は、解除されたものとする。

4 指定文化財について法第 27 条第 1 項の規定による重要文化財の指定があったとき又は山梨県文化財保護条例による指定があったときは、市の指定は、解除されたものとする。

(指定書及び認定書)

第 7 条 教育委員会は、指定文化財(指定無形文化財を除く。)を指定したときはその所有者に指定書を、指定無形文化財の保持者を認定したときは認定書を交付しなければならない。

2 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の所有者は、前条の規定による解除の通知を受けたときは、速やかに指定書を教育委員会に返還しなければならない。

3 指定無形文化財の保持者又は相続人は、前条の規定による解除の通知を受けたときは、速やかに認定書を教育委員会に返還しなければならない。

(管理義務及び責任者)

第 8 条 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の所有者は、こ

の条例並びにこの条例に基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、これを管理しなければならない。

2 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該指定文化財の管理の責めに任ずべき者(以下「管理責任者」という。)を選任することができる。

3 管理責任者については、第 1 項の規定を準用する。

(所有権の変更による権利義務の承継)

第 9 条 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の所有者が変更したときは、新所有者は、当該指定文化財に関し、この条例に基づく教育委員会の指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該指定文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

(現状変更の承認)

第 10 条 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の所有者は、その現状を変更しようとするときは、教育委員会の承認を得なければならない。

(届出)

第 11 条 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の所有者、占有者又は管理責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(1) 所有者又は占有者が変更したとき。

(2) 管理責任者を選任し、変更し、又は解任したとき。

(3) 所有者、占有者又は管理責任者がその氏名又は住所(法人にあっては、その名称又は所在地)を変更したとき。

(4) 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の所在の場所を変更したとき。

(5) 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは亡失し、又は盗難にあったとき。

2 前項第 1 号から第 3 号までの場合にあっては、関係人の連署を必要とする。

3 指定無形文化財の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときは、当該保持者又はその相続人は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(環境保全)

第 12 条 教育委員会は、指定文化財(指定無形文化財を除く。)の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて、一定の行為を制限し、又は禁止することができる。

(標識等の設置)

第 13 条 教育委員会又は所有者は、指定文化財(指定無形文化財を除く。)の管理に必要な標識又は説明板、境界標その他の施設を設置するものとする。

(調査)

第 14 条 教育委員会は、必要があると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、指定文化財の現状又は修理の状況について報告を求めることができる。

(出品、公開等)

第 15 条 教育委員会は、指定文化財(指定無形文化財を除く。)の所有者又は管理責任者に対し、公開の用に供するために、その出品を勧告することができる。

2 教育委員会は、指定無形文化財の保持者に対し、その公開を勧告することができる。

3 前 2 項の規定による出品又は公開のために要する費用は、その全部又は一部を市の負担とすることができる。

(補助金)

第 16 条 市長は、指定文化財の管理又は復旧のため多額の経費を要し、所有者又は保持者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、その経費の一部に充てさせるため、

予算の範囲内で補助金を交付することができる。

- 2 前項の指定により補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として必要な事項につき指示するとともに、必要があると認めるときは、指揮監督することができる。

(補助金の返還)

第17条 前条第1項の規定による補助金の交付を受けた者が補助の条件に違反したときその他特別の理由があると教育委員会が認めるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(文化財保護審議会の設置)

第18条 教育委員会に、南アルプス市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第19条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、文化財の調査研究に当たり、その保存指導及び活用について審議し、かつ、これらに関する専門的又は技術的な事項に関し必要と認める事項を建議する。

- 2 教育委員会は、次に掲げる事項について審議会に諮問しなければならない。

- (1) 文化財の指定及びその解除
- (2) 文化財の現状変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(組織)

第20条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第21条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定める委員が、その職務を代理する。

(会議)

第22条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の八田村文化財保護条例(昭和48年八田村条例第9号)、白根町文化財保護条例(昭和51年白根町条例第12号)、芦安村文化財保護条例(昭和59年芦安村条例第12号)、若草町文化財保護条例(昭和45年若草町条例第15号)、櫛形町文化財保護条例(昭和47年櫛形町条例第15号)又は甲西町文化財保護条例(昭和41年甲西町条例第15号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年3月29日条例第15号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

○南アルプス市文化財保護条例施行規則

平成15年4月1日 教育委員会規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、南アルプス市文化財保護条例(平成15年南アルプス市条例第114号。以下「条例」という。)第23条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の同意手続)

第2条 条例第4条第2項の規定による指定のための同意については、文化財の所有者及び権原に基づく占有者が指定同意書(様式第1号)を南アルプス市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出して行うものとする。

(指定書及び認定書の交付等)

第3条 教育委員会は、条例第4条第2項の規定により、所有者及び権原に基づく占有者から申請のあった場合は、その内容を審査し、指定及び認定をするものとする。

2 教育委員会は、前項の指定について条例第5条及び第7条の規定により指定書(様式第2号)(認定書を含む。)を同意者に交付するものとする。

3 前項の指定書(認定書を含む。)を紛失し若しくは盗み取られ、又は滅失し若しくは破損した者は、これらの事実を証明するに足りる書類又は破損した指定書を添え、指定書再交付申請書(様式第3号)により再交付を申請することができる。

(所有者又は占有者の変更の届出)

第4条 条例第11条第1項第1号の規定による所有者又は占有者の変更をしたときの届出は、次に掲げる事項を記載した書面を、その変更の生じた日から14日以内に教育委員会に提出して行わなければならない。

- (1) 名称及び員数
- (2) 指定年月日及び指定書の記号番号
- (3) 所在の場所(名勝の場合は、地番、地目及び地積まで記入を要する。)
- (4) 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- (5) 新所有者の氏名又は名称及び住所
- (6) 変更の年月日
- (7) 変更の事由
- (8) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項(管理責任者選任の届出)

第5条 条例第11条第1項第2号の規定による管理責任者を選任したときの届出は、次に掲げる事項を記載した書面を14日以内に教育委員会に提出して行わなければならない。

- (1) 名称及び員数
- (2) 指定年月日及び指定書の記号番号
- (3) 所在の場所
- (4) 所有者の氏名又は名称及び住所
- (5) 管理責任者の氏名及び住所
- (6) 管理責任者の職業及び年齢
- (7) 選任の年月日
- (8) 選任の理由
- (9) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項(管理責任者の変更及び解任の届出)

第6条 条例第11条第1項第2号の規定による管理責任者を変更し、又は解任したときの届出は、次に掲げる事項を記載した書面を14日以内に教育委員会に提出して行わなければならない。

- (1) 名称及び員数
- (2) 指定年月日及び指定書の記号番号
- (3) 所有者の氏名又は名称及び住所
- (4) 管理責任者の氏名及び住所
- (5) 解任又は変更の年月日
- (6) 解任又は変更の事由

(7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
(所有者、占有者又は管理責任者の氏名又は名称若しくは住所変更の届出)

第7条 条例第11条第1項第3号の規定による所有者、占有者又は管理責任者の氏名又は名称若しくは住所を変更したときの届出は、次に掲げる事項を記載した書面を14日以内に教育委員会に提出して行わなければならない。

- (1) 名称及び員数
- (2) 指定年月日及び指定書の記号番号
- (3) 所在の場所
- (4) 変更前の氏名又は名称及び住所
- (5) 変更後の氏名又は名称及び住所
- (6) 変更の年月日
- (7) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項
(所在の場所の変更の届出)

第8条 条例第11条第1項第4号の規定による所在の場所の変更をしようとするときの届出は、次に掲げる事項を記載した書面を14日以内に教育委員会に提出して行わなければならない。

- (1) 名称及び員数
- (2) 指定年月日及び指定書の記号番号
- (3) 所有者の氏名又は名称及び住所
- (4) 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- (5) 現在の所在の場所
- (6) 変更後の所在の場所
- (7) 変更しようとする年月日
- (8) 変更しようとする事由
- (9) 変更前の所在の場所に復することが明らかな場合は、その時期
- (10) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項
(土地の所在等の異動の届出)

第9条 条例第4条の規定による南アルプス市指定史跡名勝天然記念物の土地の所在等の異動の届出は、次に掲げる事項を記載して異動のあった日から20日以内に行わなければならない。

- (1) 史跡名勝天然記念物の別及び名称
- (2) 指定年月日
- (3) 所在の場所
- (4) 所有者の氏名又は名称及び住所
- (5) 管理責任者がある場合には、その氏名及び住所
- (6) 異動前の土地の所在、地番、地目又は地積
- (7) 異動後の土地の所在、地番、地目又は地積
- (8) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項
(滅失又はき損等の届出)

第10条 条例第11条第1項第5号の規定による指定文化財の全部又は一部が滅失し若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出は、次に掲げる事項を記載した書面を当該事項の発生又は発見後直ちに教育委員会に提出して行わなければならない。

- (1) 名称及び員数
- (2) 指定年月日及び指定書の記号番号
- (3) 所在の場所
- (4) 所有者の氏名又は名称及び住所
- (5) 管理責任者がある場合には、その氏名及び住所
- (6) 滅失、き損、亡失又は盗難(以下「滅失、き損等」という。)の事実の生じた日時及び場所
- (7) 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
- (8) 滅失、き損等の原因及びき損の場合は、その箇所及び程度

(9) 滅失、き損等の事実を知った日

(10) 滅失、き損等の事実を知った後に採られた措置その他参考となるべき事項

2 き損の場合にあつては、前項の規定による届出の際、写真、見取図その他き損の状態を示す書類を添えるものとする。
(保持者の氏名変更等による届出)

第11条 条例第11条第3項の規定による保持者が氏名若しくは住所を変更したとき、又は死亡したときの届出は、次に掲げる事項を記載した書面を直ちに教育委員会に提出して行わなければならない。

- (1) 名称
- (2) 指定年月日
- (3) 保持者の変更前の氏名、芸名、雅号等及び住所
- (4) 保持者の変更後の氏名、芸名、雅号等及び住所
- (5) 氏名、芸名、雅号等又は住所変更の年月日
- (6) 保存に影響を及ぼす心身の故障を生じたときは、その状態
- (7) 死亡の場合は、死亡の年月日
- (8) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項
(現状変更)

第12条 条例第10条の規定による指定文化財(指定無形文化財を除く。)の現状変更の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した現状変更承認申請書を教育委員会に提出して行わなければならない。

- (1) 名称及び員数
- (2) 指定年月日及び指定書の記号番号
- (3) 所在の場所
- (4) 所有者の氏名又は名称及び住所
- (5) 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- (6) 現状変更を必要とする理由
- (7) 現状変更の内容及び実施方法
- (8) 現状変更のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- (9) 現状変更の着手及び終了の予定時期
- (10) 現状変更に係る工事その他の行為の施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- (11) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- (1) 現状変更の設計仕様書及び設計図
- (2) 現状変更をしようとする箇所の写真又は見取図
- (3) 許可申請者が所有者以外のであるときは、所有者の承諾書
- (4) 管理責任者がある場合において承認申請者が管理責任者以外のであるときは、管理責任者の承認書
(現状及び修理の状況報告)

第13条 条例第14条の規定により教育委員会が指定文化財の現状及び修理の状況について報告を求めたときは、当該指定文化財の所有者又は管理責任者は、次に掲げる事項を記載した書面を指定期日までに教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 名称及び員数
- (2) 指定年月日及び指定書の記号番号
- (3) 所在の場所
- (4) 所有者の氏名又は名称及び住所
- (5) 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- (6) 修理を必要とした理由
- (7) 修理の内容及び方法
- (8) 修理のために所在の場所を変更するときは、変更後の所

在の場所並びに修理の終了後復すべき所在の場所及びその時期

- (9) 修理の着手及び終了の予定時期
- (10) 修理施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- (11) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項
(現状変更の終了届出)

第14条 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の現状変更を条例第10条の規定により承認を得て変更したときは、その終了の日から14日以内に変更後の図面及びその写真を添えて教育委員会に届け出なければならない。
(補助金交付申請の手続)

第15条 条例第16条の規定により指定文化財の管理等について補助金を受けようとするときは、南アルプス市補助金等交付規則(平成15年南アルプス市規則第43号)の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、別に定める申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して行わなければならない。

- (1) 名称及び員数
- (2) 指定年月日及び指定書の記号番号
- (3) 所在の場所
- (4) 所有者の氏名又は名称及び住所
- (5) 管理責任者の氏名及び住所
- (6) 管理又は修理に補助金を必要とする理由
- (7) 管理又は修理の内容及び方法
- (8) 修理の場合は、着手及び終了の予定時期
- (9) 修理の場合は、その施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- (10) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の八田村文化財保護条例施行規則(昭和50年八田村教育委員会規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

指定同意書【省略】

様式第2号(第3条関係)

指定書【省略】

指定書様式第3号(第3条関係)

指定書再交付申請書【省略】

○南アルプス市重要文化財安藤家住宅条例

平成20年3月27日 条例第1号

(設置)

第1条 市が所有する重要文化財である旧安藤家住宅を公開し、ふるさとの文化に関する市民の知識を深め、もって市民文化の発展に寄与するため、重要文化財安藤家住宅(以下「安藤家住宅」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 安藤家住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 重要文化財安藤家住宅

位置 南アルプス市西南湖4302番地

(事業)

第3条 安藤家住宅は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域における歴史、民俗資料等の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 安藤家住宅の活用全般に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、第1条に掲げる設置目的を達成するために必要な事業
(休館日)

第4条 安藤家住宅の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)である場合を除く。)
- (2) 休日の翌日(この日が日曜日又は休日である場合を除く。)
- (3) 12月27日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、南アルプス市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、必要があると認めるときは、安藤家住宅の休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(開館時間)

第5条 安藤家住宅の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、入館時間は午後4時までとする。

2 前項の規程にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(観覧の承認)

第6条 安藤家住宅を観覧しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者(以下「観覧者」という。)は、次の表に定める額の観覧料を納付しなければならない。

区分	観覧料	
	個人 (一人当たり)	団体 (一人当たり)
大学生・一般	300円	240円
小学生・中学生・高校生	100円	80円

備考

- 1 団体とは、20人以上をいう。
- 2 小学生未満は無料とする。

(施設の使用許可)

第7条 安藤家住宅の茶室を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、安藤家住宅の管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の表に定める額の使用料をあらかじめ納付しなければならない。

区分	使用料
午前9時から正午まで	1,000円
午後1時から午後4時まで	1,000円

(観覧及び使用の制限)

第8条 教育委員会は、観覧者又は使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒み、若しくは退館を命じ、又は使用を拒むことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 安藤家住宅の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、安藤家住宅の管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則若しくは教育委員会が指示した事項に違反したとき。
 - (2) 使用者が使用の許可の条件に違反したとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
 - (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、安藤家住宅の管理上支障があると認められるとき。
- 2 前項の措置によって使用者に損害が生じることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。

(観覧料又は使用料の減免)

第10条 教育委員会は、教育委員会規則で定める基準により観覧料又は使用料を減額し、又は免除することができる。

(観覧料及び使用料の不還付)

第11条 既納の観覧料及び使用料は還付しない。ただし、市長は観覧者又は使用者の責めに帰さない理由により観覧又は使用することが出来なくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第12条 故意又は過失により施設又は設備を汚染し若しくは破損した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

○南アルプス市重要文化財安藤家住宅条例施行規則

平成20年3月18日 教育委員会規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、南アルプス市重要文化財安藤家住宅条例(平成20年南アルプス市条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(観覧の承認)

第2条 条例第6条第1項の承認は、観覧券の交付があったときに行われたものとする。

(観覧料の納付)

第3条 観覧料の納付は、観覧券の交付の際、現金をもって行うものとする。

(使用の申込み)

第4条 条例第7条第1項の規定により使用の許可を受けようとする者は、使用期日の10日前までに安藤家住宅施設使用申請書(様式第1号)を南アルプス市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出し、その許可を受けるものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により使用を許可したときは、当該申請者に対し、安藤家住宅施設使用許可書(様式第2号)を交付しなければならない。

3 第1項の規定により使用の許可を受けた者は、申請書の内容を変更しようとするときは、速やかに安藤家住宅施設使用変更申請書(様式第3号)を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

(観覧料又は使用料の減免)

第5条 条例第10条の規定で定める観覧料の減免の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 毎週土曜日において、市内外の小学校、中学校及び特別支援学校の児童又は生徒が観覧するとき。 100分の100

- (2) 市内小学校、中学校及び特別支援学校の児童又は生徒並びに引率者が、教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。 100分の100

- (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳の交付を受けている者が観覧するとき。 100分の100

- (4) 前号に掲げる者1人につき介護者1人が観覧するとき。 100分の100

- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。

2 条例第10条の規定で定める使用料の減免の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市又は教育委員会が共催の事業のとき。 100分の100

- (2) 市又は教育委員会が後援の事業のとき。 100分の50

- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。

3 第1項第2号及び第5号に該当する場合の観覧料又は前項各号に該当する使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ安藤家住宅観覧料・使用料減免申請書(様式第4号)を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定により減免を許可したときは、当該申請者に対し、安藤家住宅観覧料・使用料減免許可書(様式第5号)を交付するものとする。

(遵守事項等)

第6条 観覧者及び使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 観覧するとき又は施設若しくは設備を使用するときは、係員の指示に従うこと。

- (2) 使用の許可を受けた目的以外に施設及び設備を使用しないこと。

- (3) 施設又は設備のき損及び汚損の防止に努めること。

- (4) 教育委員会が主催する行事等以外に、専ら営利を目的とする事業に重要文化財安藤家住宅(以下「安藤家住宅」という。)の名称及び施設を利用しないこと。ただし、映画・ドラマ等の撮影において、山梨県フィルムコミッションを経由し市の許可を受けて撮影を行う場合は除く。

- (5) 参加料等を徴する場合については、利益を生まないこととし、教育委員会に収支予算書・収支決算書を提出すること。

- (6) 酒宴又はそれに類する行為を行わないこと。

- (7) 前各号に掲げるもののほか、安藤家住宅の秩序の維持について教育委員会が定める事項

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認める場合はこの限りでない。

(安藤家住宅協議会)

第7条 安藤家住宅に安藤家住宅協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、10人以内の委員をもって組織し、教育委員会がこれを委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の再任は妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第8条 協議会に会長及び副会長を各1人を置き、委員の互選によってこれを定めるものとする。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第9条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、安藤家住宅の管理に必要事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

安藤家住宅施設使用申請書【省略】

様式第2号(第4条関係)

安藤家住宅施設使用許可書【省略】

様式第3号(第4条関係)

安藤家住宅施設使用変更申請書【省略】

様式第4号(第5条関係)

安藤家住宅観覧料・使用料減免申請書【省略】

様式第5号(第5条関係)

安藤家住宅観覧料・使用料減免許可書【省略】

○山梨県指定有形文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の現状変更を行う場合の許可等の事務処理要綱

平成17年3月25日 教育委員会告示第8号

(趣旨)

第1条 この告示は、山梨県文化財保護条例(昭和31年山梨県条例第29号。以下「県条例」という。)及び山梨県文化財保護条例施行規則(昭和51年山梨県教育委員会規則第8号)に基づく事務のうち、山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例(平成11年山梨県条例第49号)により、南アルプス市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が処理することとされた事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(県指定有形文化財の現状変更許可)

第2条 県条例第14条第1項の定めによる許可を与える場合において、有形文化財にき損のおそれがある場合はこれを許可をすることができない。

(県指定有形文化財の現状変更等の指示等)

第3条 県条例第14条第3項の規定による同条第1項の定めにより許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する必要な指示(金属、石又は土で作られた県指定有形文化財の型取りに係るものに限る。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 型取りの前に有形文化財の所有者に対して複製品の製作の趣旨、型取りの方法及び使用後の処理について説明し、承諾を得ること。
- (2) 型取りに際し、技師、学芸員等の専門家の立合いを求めること。
- (3) 型取りの実施は、有形文化財が保管されている場所で行うこと。
- (4) 同一の有形文化財について、複数の複製品を必要とする場合は、同一の型より製作すること。
- (5) 次に掲げる有形文化財については、型取りの前に修理ないし強化修理等を行うこと。
 - ア 金属製品である有形文化財であって、次に掲げるもの
 - (ア) 表面仕上げや錆等に剥離が認められるもの
 - (イ) 考古資料のうち錆の進行が著しく、脆弱になったもの
 - イ 石製品及び土製品(陶磁器を含む。)である有形文化財

であって、次に掲げるもの

- (ア) 形状が複雑なもの
- (イ) 本体部に劣化が認められるもの
- (ウ) 本体部の表面に剥離が認められるもの
- (エ) 表面仕上げ(顔料・釉薬等)に剥離が認められるもの
- (オ) 接合部の劣化が認められるもの
- (カ) 彫刻のうち塑像
- (キ) 陶磁器のうち修理歴があるもの

(県指定史跡名勝天然記念物の現状変更許可)

第4条 県条例第34条第1項の定めによる許可を与える場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をすることができない。

- (1) 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合。
- (2) 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合。
- (3) 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に著しい影響を与えるおそれがある場合。

第5条 第2条及び前条の規定による文化財の現状変更の許可を受けようとする者は、文化財現状変更許可申請書(別紙)を現状変更しようとする20日前までに教育委員会に提出しなければならない。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

別紙

文化財現状変更申請書【省略】

○南アルプス市文化財保存事業補助金交付要綱

平成17年1月10日 教育委員会告示第2号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内に所在する文化財の管理又は復旧(以下「保存」という。)に資すると認めた事務又は事業(以下「補助事業」という。)に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、南アルプス市文化財保護条例(平成17年南アルプス市条例第114号。以下「条例」という。)、南アルプス市文化財保護条例施行規則(平成17年南アルプス市教育委員会規則第32号。以下「条例施行規則」という。)及び南アルプス市補助金等交付規則(平成15年南アルプス市規則第43号。以下「交付規則」という。)に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により指定又は登録を受けたもの
- (2) 山梨県文化財保護条例(昭和31年山梨県条例第29号)の規定により指定を受けたもの
- (3) 条例第4条第1項の規定により南アルプス市指定文化財(以下「指定文化財」という。)の指定を受けたもの(交付の対象)

第3条 補助金は、文化財の所有者、保持者又は管理者が、文化財の保存のため実施する事業に要する経費に対して交付するものとし、その事業は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国から文化財の保存のため国庫補助金を交付された事業
- (2) 山梨県から文化財の保存のため県費補助金を交付された事業
- (3) 指定文化財の保存のため条例第16条第1項に定める事

情があると認められる事業

- (4) 前3号に掲げるもののほか、文化財の保護のため市長が特に必要と認める事業

(補助対象経費及び交付基準)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 文化財の保存、修理又は復旧に要する経費
- (2) 文化財の防災施設設備の設置又は保守点検に要する経費
- (3) 文化財の公開又は管理に要する経費
- (4) 文化財の保護のため市長が必要と認める経費

2 補助金の交付の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、この額に1,000円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てるものとする。

- (1) 前条第1号及び第2号に該当する事業にあっては、国庫補助又は県費補助の算定基礎となった経費から国庫補助金又は県費補助金を差し引いた額の2分の1以内の額

- (2) 前条第3号及び第4号の事業に該当する事業にあっては、補助対象経費の2分の1以内の額

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、交付規則第3条に規定する申請書に条例施行規則第15条第2項各号に掲げる事項を記載した書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の確定)

第6条 市長は、交付規則第8条に規定する実績報告の審査等により補助金の交付の額を確定したときは、補助金を交付するものとする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、文化財保存事業費補助金の交付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

○南アルプス市指定文化財管理報償金交付規程

平成17年1月13日教育委員会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、市内に所在する指定文化財の維持管理及び活用の向上等に要する経費に対し交付する管理報償金に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「指定文化財」とは、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)、山梨県文化財保護条例(昭和31年山梨県条例第29号)又は南アルプス市文化財保護条例(平成15年南アルプス市条例第114号)の規定により指定を受けたものをいう。

(交付対象者の義務)

第3条 管理報償金交付の対象となる者は、この訓令に従うとともに、文化財に関する法令、条例及び規則の定めるところに従い適正な指定文化財の保護に努めなければならない。

(交付対象)

第4条 管理報償金交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

種別	対象経費
有形文化財	看守、清掃、案内及び軽微な保全並びに補修に必要な経費
無形文化財	行事費その他団体の活動に必要な経費

民俗文化財	看守、清掃、案内及び軽微な保全並びに補修に必要な経費、行事費その他団体の活動に必要な経費
史跡名勝 天然記念物	看守、清掃、案内及び軽微な保全並びに補修に必要な経費

2 新たに指定された指定文化財については、その指定日の翌年度から交付の対象とする。

(交付対象者)

第5条 管理報償金交付の対象となる者は、指定文化財の所有者、保持者若しくは指定文化財を日常的に管理している個人又は団体(以下「管理者」という。)とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 国又は地方公共団体が管理者であるとき。
- (2) 管理者が入場料等を徴収しているとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が不適当と認めるとき。

(報償金額)

第6条 管理報償金は、年度ごとに交付するものとし、その額は、次のとおりとする。

種別	国指定	県・市指定
有形文化財 建造物・木造物	20,000円	10,000円
石造物	10,000円	5,000円
美術工芸品	8,000円	4,000円
無形文化財	8,000円	4,000円
民俗文化財	30,000円	15,000円
史跡名勝記念物	20,000円	10,000円

(交付の通知)

第7条 教育委員会は、管理報償金の交付決定をしたときは、指定文化財管理報償金交付決定通知書(様式第1号)により、速やかに交付金額及び交付条件を管理者に通知するものとする。

(管理報償金の請求)

第8条 管理者は、前条の通知内容に異議のないときは、指定文化財管理報償金請求書(様式第2号)を教育委員会に提出するものとする。

(報償金の返還)

第9条 教育委員会は、管理報償金の交付を受けた管理者が第3条の規定に違反したとき、その他特別の理由があると認めるときは、当該管理報償金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

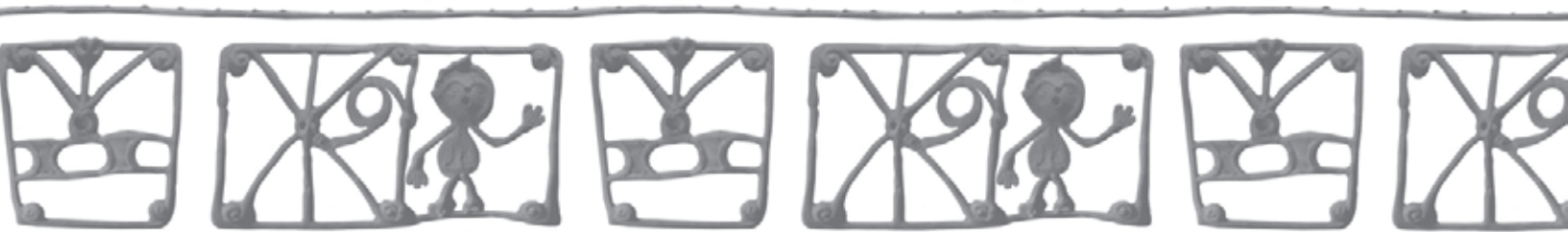
この訓令は、公布の日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

指定文化財管理報償金交付決定通知書【省略】

様式第2号(第8条関係)

指定文化財管理報償金請求書【省略】



山梨県南アルプス市
文化財年報告 — 平成20年度 —

発行日 2009年3月31日
編集 南アルプス市教育委員会 文化財課
〒400-0492 南アルプス市鮎沢1212
電話番号055-282-7269
発行 南アルプス市教育委員会
印刷 (株)サンニチ印刷

表紙・裏表紙のデザインは、鋳物師屋遺跡出土の有孔鏝付土器の展開写真(小川忠博氏撮影)を元に作成

